

平成26年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年9月12日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月12日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	戸谷裕治
	3番	水野智見	4番	安藤洋一
	5番	山田新太郎	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	服部 康彦		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 総 務 課 長	江上 文啓
		次 長 兼 安 心 課 長	岡村 智彦		
	民 生 部	部 長	佐藤 一夫	次 子 長 兼 推 進 課 長	鈴木 利彦
		次 長 兼 住 民 課 長	伊藤 満		
	産 建 設 業 部	部 長	上田 実	次 長 兼 ち づ く 推 進 課 長	志治 正弘
		土 木 農 政 課 長	伊藤 保彦		
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 管 理 室 長	山本 章人		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 下 水 道 課 長	加藤 和己		
	消 防 本 部	消 防 長	奥村 光司		
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	川合 保	
	生 涯 学 習 課 長	伊藤 保光			
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 事 務 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	飯田 和泉
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
7	松本正美	①防災・減災対策は万全か……………	132
		②我がまちの文化振興について……………	150
8	大原龍彦	蟹江川J R踏切の閉鎖を問う……………	162
9	伊藤俊一	東郊線踏切拡幅計画とJ R蟹江駅整備計画について……………	171

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成26年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問7番 松本正美君の1問目、「防災・減災対策は万全か」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

おはようございます。1番 公明党の松本正美でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして「防災・減災対策は万全か」を質問をさせていただきます。

最初に今回の一連の台風、そして大雨、土砂災害によります多くのお亡くなりになられた方々に対しまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様方に対しても心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

よろしく願いいたします。

それでは本題に入らせていただきます。

最初に、本題に入る前にきのうの奥田議員の一般質問と若干重なる部分がありますが、どうぞよろしく願いいたします。

愛知県が5月30日に南海トラフ巨大地震に伴う新たな被害想定を公表いたしました。それによると、西尾張地区の全市町村で液状化による建物の全壊棟数が県内の全体の半数を占め、海岸や河川の堤防沈下で堤防が崩落し、浸水による死者数の想定被害が大きく拡大されました。

海拔ゼロメートル地帯を抱えるこの海部地域、蟹江町でも昨年5月に県が発表されました予測と比べ7倍に当たる700人の死者数が示されておるところであります。これは、南海トラフ巨大地震の液状化による堤防の沈下、堤防が被災して逃げおくれ犠牲になる人が多いとの想定がされました。

蟹江町でも、今後河川の堤防の新たな想定からの対応、対策が必要になってくるのではないのでしょうか。堤防の液状化対策として堤防の耐震補強対策が求められておるところであります。

本町を流れる日光川等の河川の堤防の整備が進められておりますが、平成26年度の愛知県の水防計画では、蟹江町を流れる河川における水防上注意を要する箇所、重要水防箇所、堤

防の高さや強さ等で注意を要する箇所があったのかお伺いいたします。

また、今後南海トラフ巨大地震の想定を受けて、本町を流れる河川堤防の崩壊対策として堤防の耐震補強強化対策はどのように考えてみえるのか、まず、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

おはようございます。

まず、重要水防箇所は何カ所であるか、また、堤防の高さや強さ等で注意を要する箇所のご質問にご答弁いたします。

重要水防箇所、こちらのほうに関しましては、A、B、Cとランクづけがなっておりますが、全部で13カ所ございます。

まず、Aの水防上最も重要な区間、こちらのほうは4カ所ございます。河川名は日光川左岸、こちらのほうは日光大橋、下流のほうで20メートル、種別、工作物の老朽化等ということでございます。また、日光川右岸、日光大橋下流20メートル、種別、工作物、それと日光川左岸、関西線上下流25メートル、種別は漏水、また、日光川右岸、関西線上下流25メートル、種別が漏水ということで、Bのランクのところでございますが、次に重要な区間というところが6カ所ございます。こちらのほうの河川名が日光川左岸、近鉄線上下流20メートル、種別、工作物、日光川右岸、近鉄線上下流20メートル、種別、工作物、また、福田川左岸、蟹江本町40メートル、種別、堤防断面不足、また、福田川右岸、近鉄線上下流350メートル、種別、堤防断面不足、福田川左岸、蟹江本町から出合橋下流640メートル、種別、堤防断面不足ということで、次に、Cのやや危険な区間というところが3カ所ございます。こちらのほうは河川のほうは日光川左岸、大海用橋から上下流へ420メートル、種別が漏水のおそれ、蟹江川左岸、近鉄線から下流400メートル、種別、漏水のおそれ、蟹江川左岸、今橋上流へ200メートル、種別が漏水のおそれということでございます。こちらは参考資料としまして平成26年度愛知県水防計画より記載がされておるものでございます。

以上でございます。

○土木農政課長 伊藤保彦君

おはようございます。

ご質問のありました南海トラフ巨大地震の想定を受けまして、本町を流れる河川堤防の崩落対策として、堤防の耐震補強、強化対策をはどのように考えているのかについてお答えをさせていただきます。

町内を流れます福田川、蟹江川、善太川、日光川につきましては、2級河川で愛知県の管理となっておりますので、愛知県に堤防の崩落対策や耐震補強強化対策につきまして確認をいたしました。

河川堤防につきましては、平成7年1月の阪神・淡路大震災を受けまして、平成8年度から平成21年度にかけて緊急性の高い優先対策区間約10キロメートルにつきまして耐震対

策が講じられております。町内の対策区間といたしましては、日光川を1.8キロメートル、蟹江川1.1キロメートル、それと善太川が500メートルであります。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、安心安全課の次長、それから土木課のほうの課長さんのほうからお話があったわけなんですけど、特に、今回、今、安心安全課の次長のほうからもお話がありましたように、今回の愛知県の水防計画の中でA、B、Cというランクを今お話がありましたけれども、まず、このAの水防上最も重要区間ということがこの日光川の中にあるということですね。ほかのBの区間もCの区間も大事な区間でもありますが、最も重要な区間ということで日光川の区間が2カ所、日光川の大橋の近辺ですね、それと関西線の近辺2カ所が挙げられておるわけなんですけれども、今まで、今、土木のほうからもお話がありましたように、液状化対策ということで、第1次改修はほぼ大体県のほうにお伺いしても終わっている状況であります。今回の河川の堤防の新たな想定を受けて、液状化を防ぐ対策として今回A、B、Cとランクされた特にAの基準の見直しがどのようにされているのか、ちょっとここをお聞きしたいなと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

基準の見直しというところになりますと、評価基準の参考ということで選定を理由ということになりますので、例えば堤防の強度だとか、また、工作物等の老朽化というところに関しましては、1つだけではなくて、例えば工作物の老朽化でAに重要度ということになりますと、老朽化とか不等沈下、また、漏水なども含むということと、堤防断面の工作物の能力の不足ということの余裕高の不足ということも総合的に考えまして、そういうところをまた、県のほうも見直しをするということをお聞きしておりますので、これからそういうさまざまな見直しというところを図るということだと思います。

○1番 松本正美君

そうすると、まだ県のほうははっきりしたそういうのは出ていないということですよ。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

県のほうへは確認をしておりますが、変わればまたそのような箇所の変更とかということも随時お知らせをするということになっておりますので、また、そういうものに関係するような通知に関しては、また各市町村のほうへ配付されると思います。

以上です。

○1番 松本正美君

そういったことも含めて県のほうにお願いしたいんですけども、それと今回、先は河川の堤防のお話をさせていただいたわけなんですけれども、この大小の河川が流れている蟹江町におきまして橋の耐震、それと特に緊急時における輸送通路にかかる橋の耐震、今、国道

1号線の日光大橋の橋のかけかえの工事が行われているわけなんですけど、ここは幹線道路でありますので、緊急輸送道路にもつながってくるのではないかなと。そういう意味では、ほかの橋の耐震対策はどのようになっておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○土木農政課長 伊藤保彦君

質問のございました本町にかかっております橋の耐震はどこまで終わっているのかというご質問にお答えをさせていただきます。

蟹江町内には大小合わせて105橋の橋がございます。そのうち橋の長さが15メートル以上ありますのは22橋でございます。そのうち18橋が車道で4橋が歩道橋となっております。橋梁点検も進んでおりまして、現在9橋が落橋防止対策が進んでおりまして、15メートル未満につきましては83橋あります。今年度より橋梁点検を計画に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

橋のほうも耐震化対策をしっかりと取り組んでいただきたいと思うわけなんですけれども、今回南海トラフ巨大地震の見直しということで、国土交通省が今示しているんですけれども、河川堤防の耐震マニュアルなどを活用した堤防の耐震対策ということで、こういった本町にも河川の再調査は考えているのか、あわせてこの河川堤防の耐震対策について、もし町長のご所見もありましたらお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

耐震対策は数を出せば数限りないものが実はあります。今お話をさせていただきました6つの川の堤防の強化もさることながら、今土木課長が答弁させていただきましたとおり、一番我々が危惧しておりますのは、まさに松本議員がおっしゃったそれにかかっている橋であります。緊急輸送道路にかかっている橋につきましては、おおむね落橋防止等々については進んでおるといのか点検も進んでおるわけではありますが、大小の橋がまだまだたくさんございます。国土交通省中部地整からのいろいろなご指導等々もございまして、内閣のほうでも我々のほうにお話をいただいているのは長寿命化計画ということで、橋のものについてはどんどんと言ってくださいよと、国としてもしっかりとサポートをさせていただきますというような申し出が実は出てきておるわけではありますが、1つの町にこんなにたくさんの橋があるというのは本当に珍しいことでありまして、我々といたしましても堤防、橋、これをうちの予算ではとてもではない、できる範囲ではございませんので、まずはしっかりと国・県の指針を勉強させていただき、そしてできるところから先ほど申し上げましたとおりやっていきたいというふうに考えております。堤防の強化につきましても、日光川の右岸堤にあります防災道路、これも建設と並行して、できれば早い時期にやっていただくように我々の要望をこれからAランクの箇所につきましてはやっていきたいというふうな今時点では考えてお

ります。

以上であります。

○1番 松本正美君

どうか河川、また堤防、そして橋の耐震対策に向けてしっかり取り組んでいただきたいなとこのように思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、津波被害減災対策についてお話をさせていただきます。

津波は海からくるとは限らないのであります。震度6クラスの地震が起きると川の堤防が大幅に沈下し、川の水が波のように周囲にあふれるおそれがあるのであります。私たちの住む海拔ゼロメートル地帯の蟹江町でも、沿岸部と違った津波への対策が重要ではないでしょうか。このことにつきましても6月22日、日曜日であります。学戸学区連合の防災学習会に名古屋大学減災連携センターの地盤工学液状化専門の野田利弘教授を迎えて、液状化に対する防災学習会が学戸小学校の体育館で実施されました。

野田教授の講演の中でも私たちの住む濃尾平野は大きな川が運んできた土砂が堆積してきた低い土地であり、高度経済成長期には地下水をくみ上げたことで地盤沈下し、広大な海拔ゼロメートル地帯が形成され、現在は地下水の揚水規制がしかれ、沈下はほぼおさまっているというお話をしてみえました。

海拔ゼロメートル地帯では、大地震に見舞われると地盤が液状化現象で沈下し、川の堤防が崩壊するとのことであります。また、津波到達より先に液状化により地面から水が吹き上げ、30センチメートルくらいの浸水は考えておく必要があるとのことであります。避難時には浸水で足を取られることもあるなど、逃げおくれたときの事前の準備や避難対策を考えておくことも必要であります。

本町が液状化により堤防が機能しなくなれば、地震の揺れがおさまる前に浸水が始まる危険もあり、堤防が崩壊すれば水が津波のように流れ込み、水が引かず避難が長期化するおそれもあるのではないかと心配されます。本町でもすぐに救援援助はこない可能性もあります。自分の命は自分で守るとの自助の観点からも非常用の食糧、飲料水の常備はもちろんのことです。逃げおくれた場合のために2階にゴムボートやライフジャケットの常備をしておくことも大事ではないでしょうか。自力で避難所などに行けない人も出る可能性もありますので、自助・共助を生かした町民の命を守るサポート体制として、ゴムボートやライフジャケットの常備、導入の考えはないかお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

ゴムボートやライフジャケットの常備導入の考えはのご質問にご答弁いたします。

津波や浸水から命を守るため被害を最小限にする方法としまして、ゴムボートやライフジャケットの常備導入の考えは必要かどうかという考えを、何らかの理由でまず逃げおくれた人にも効果的だということが考えられます。特に、河川の近くに住民が逃げるとき身につけ

ていることは、まず、浮くことが助かる方法の一つであるということです。

そこで、町として救命胴衣を常備するように町民に呼びかけ、または補助することも考えるべきということも思いますが、東日本大震災では犠牲者の死因の92.5%が水死でありました。ライフジャケットの着用については、国の中央防災会議を設置する防災対策推進検討会議・津波避難対策検討ワーキンググループの会議の中で、100%の保障ではなく、何%か助かるならばという世界の話であり、ライフジャケットを着れば助かるという話でもないという意味の話がございましたが、仮に着用していたとしても圧倒的な水量の浸水が押し寄せた場合には、多くの漂流物や構造物がぶつかり合いながら漂流する流れに巻き込まれ、危険性もあるとの見解も示されております。

また一方、東南海・南海トラフ地震の発生が危惧されている当県当町では、さらに県内の市町村の学校や幼稚園に配備している事例がありますし、実際に東日本大震災ではライフジャケットを着用していたために助かったという事例もあったとのことであります。しかし、東南海・南海トラフ地震の想定では、浸水が30分以内とされており、逃げおくれる危険性がきわめて高く、ライフジャケットの配備は少しでも犠牲者を減らすための有効な方法として取り入れた対策であると考えられますが、町としては、あくまでも近くの高い建物、高台及び緊急避難場所への少しでも早い非難を最優先に町民の皆様へ周知徹底をしてまいりたいと考えております。

しかしながら、仮に浸水にのみ込まれたとしても、ライフジャケットを配備してこれを身につけることで少しでも津波の犠牲者を減らすことができるという減災の観点からはこの対策が効果的であると考えられることもできますので、今後町としてはこれらの事例や実態などを十分に検証した上で町民への呼びかけ、また、購入に対する補助について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうかそういったサポート体制ということで、ゴムボートやライフジャケットを考えていただきたいと思います。特に、今回の海拔ゼロ地帯では、液状化による堤防の破堤により、浸水が始まるわけでありますが、なかなか水も引かず、避難も長期化していく可能性も大いにあると思うわけなんです。そういう意味でも避難が長期化してしまえば、食糧だとか、また、毛布などの備蓄品もふえてくるのではないかなと、このように思うわけなんです。だからそういった意味でも、避難後のこうした避難対策も考えておかなければいけないのではないかなと、このように思います。

それと皆様からの要望の中で、先ほど次長のほうからもお話がありましたように、避難場所、それで水が長期化していつまでも引かないという状況もあるわけなんですけれども、以前から緊急避難場所ということで、町が今確保に向けて動いては見えるわけなんですけれど

も、どこまで最近は確保されているのかお聞きしたいのと、もう一つは、東名阪の避難階段の設置はどうなったかと、このように皆様からお話を聞きます。これは東名阪への要望は平成23年12月16日に国に対して蟹江町としても要望をされておりますので、その面を含めて答弁をいただきたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

今ご質問がございました緊急避難場所はその後どうなったかということでございます。こちらのほうに関しましては、ことしは4棟の避難ビル、固有名詞を出しますとルミエール緑、グリーンハイツ3棟など協定締結いたしまして、現在は17棟と締結をしております。今後もさらに協定締結に向けて邁進していきたいということを考えております。

また、非常食もやはり先ほどふやすというような関係のこともご質問がございましたが、昨日奥田議員のほうの質問にもございましたように、今後の計画としては備蓄している非常食、その数が4カ年かけまして防災倉庫のアルファ米など、そういう収容可能人員の多い各小・中学校のほうへ増量していく考えであります、避難所の非常食の総数も1.5倍というようなことで整備を考えております。毛布などそれぞれ必要な備品の関係に関しまして、またふやしていきたくという考えをしております。

また、名阪の高速への避難階段のご質問がございました。そちらのほうの設置はどうなったかというお話ですが、こちらのほうは愛知県の議会議員の石塚議員のご協力によりまして、愛知県議会で6月議会に一般質問の中において、平成25年4月1日現在、13カ所の避難階段を新たに設置済みということで6カ所調整中と聞いております。

また、三重県桑名市のほうに関しましては、今年度、来年度で東名阪に合計12カ所の避難階段を設置するということでもあります。市の担当者によりまして、高速道路面を避難スペースとして活用したいとの要望をNEXCO中日本にも出しているといい、思いのほうは我々と同じでございます。

今後、7市町村全体で階段の設置を含めた協定を進めるように県と協議をして、中日本高速道路株式会社と協定締結したいという考えをしておられます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか避難対策のほうもしっかり進めていただきたいと思います。

時間の関係で次に入ります。

次に、特別警報、避難勧告などの避難対策についてお伺いしたいと思います。

これまで重大な災害が起こるおそれがある場合、事前に気象庁が大雨暴風警報などの気象情報を出して住民にしかるべき対応を求めてまいりましたが、必ずしも避難行動に結びついているとは言い難い状況でもありました。気象情報が注意報、警報だけでは国民の命を守ることにはつながらないとの指摘から、新たに特別警報が今年の8月末に設置されました。そ

の反面、特別警報を出さなければ避難しなくてもいいなどと捉える人もあるのではないかと心配されています。東日本大震災以降、地震、津波の脅威に対する取り組みが先行していますが、当然と言えば当然であります。実はそれに匹敵するような激しい気象災害が毎年のように起きております。それは台風災害であります。以前にも増して日本付近で急成長する台風がふえております。

一昨年の台風15号、16号、皆様の記憶にも新しい昨年の11月のフィリピンでの大型台風、ことし7月の台風8号、台風の巨大化による危険にさらされており、今後も高い確率で巨大台風が日本を襲う可能性が心配をされているところであります。

今回の沖縄での台風8号の対応では、沖縄では台風が数十年に一度の規模であり、大雨も予想されたことから特別警報が出されましたが、それを一度解除して再び出すというどたばた劇が生じていました。

一方、豪雨に襲われた長野県の南木曾町では、土砂災害が発生した時点では大雨洪水警報すら出されておらず、避難勧告さえ出していない状況でもありました。

また、皆様もご存じのように、広島で8月20日未明、局地的豪雨による土砂崩れが相次ぎ、この時点での土砂災害で58人が死亡、28人が安否不明になる大災害が起きています。今回の豪雨で気象庁は同日午前1時15分に土砂災害警戒情報を発表、しかし市が最初に避難勧告を出したのは土砂崩れの通報から1時間後でありました。このことから勧告のおくれが被害を拡大させた可能性があるとの報道であります。

温暖化の影響から気象条件がより複雑化しており、台風による雨量の予測も不安定であります。実際に現場で起こる気象の変化を詳細に予測することも読み切れていない課題が明らかになっているところであります。

本町でも変化の激しい昨今の気象災害から、防災・減災対策といたしまして住民の命を守る特別警報、避難準備情報、避難勧告、避難指示について住民への周知として、いかに災害情報を生活かつ迅速に伝達し避難行動につなげるかが求められております。

本町の住民の命を守る安全のための災害情報を正確かつ迅速に伝達し、避難行動へつなげる避難対策のお考えをまずお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

避難勧告などの住民の命を守る安全避難対策についてご答弁申し上げます。

内閣府では、過去の災害の経験等を踏まえ、有識者、地方公共団体及び国の関係省庁から意見を聞きながら、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン、こちらは平成17年3月策定の全面的な見直しを行い、各市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を検討するに当たり考えておくべき事項を示した避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）として取りまとめたものを平成26年4月に公表されました。

主な変更点としましては、避難に対する考え方を改めて整理されました。避難は災害から

命を守るための行動であることを改めて定義されました。従来の避難所への避難だけでなく、家屋内にとどまって安全を確保することも避難行動の一つとした立ち退き避難と屋内安全確保、災害種別ごとに命を脅かす危険性のある事象、立ち退き避難が必要な区域の考え方を示されました。市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず早目に出すことを基本といたしました。

避難が必要な状況が夜間、早朝となる場合に避難準備情報を発令する。避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定し、避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示されました。

避難勧告の判断基準の設定例といたしましては、水害では氾濫危険水位に到達などが挙げられました。また、津波浸水災害は警報等が出れば全て避難指示を発令、避難勧告等の発令基準の設定や防災体制に入った段階での防災気象情報の分析について助言を求める相手を明確にいたしました。例えば、管区、地方気象台、国土交通省河川事務所など、都道府県の建設事務所等に助言をいただきます。

ガイドライン（案）は平成26年度から施行するとされており、市町村が避難勧告等の基準を検討するには、防災関係機関との調整が必要であることから、2から3年をめぐりに見直しが必要と思われます。

今後、必要に応じて町のガイドラインを修正していき、有事の際に備えたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

本町にとっても、豪雨のときの避難のあり方というのが一番大事なわけでありますが、特別警報が発表されてから市町村が避難勧告を行うまでのタイムラグが大きいと住民に与える影響も大きくなってくるのではないかなと、このように思うわけなんです。そういう意味では、この気象情報に関しては、特別警報を発表するに至るまでにこの近隣の市町の市町村とも連携を取りながら、また、気象台、県とも連携を取りながら、広域的な取り組みというのは今後必要になってくるのではないかなと、このように思いますので、この点について伺います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

特にこちらのほうはゼロメートル地帯ということで、豪雨のときは非常に心配するところでございます。今、議員がおっしゃられましたように、タイムラグの関係でございますが、気象台のほうに関しましても、いろいろな情報伝達ということで前もっていろいろな情報をファクス等していただいたり、また電話等で確認をしていただくなど、また県を通じて関係機関との協力体制というものが以前よりは重要に考えて行っているというところでござい

す。

しかし、住民のほうへの周知というところの点が問題になりますので、そちらのほうはいろいろな情報の防災無線またはそれぞれの方法ということで伝達の方法を周知していきたい、また、そういうような多重化を図っていくということが課題になっておりますので、そちらのほうも力を入れてやっていきたいというように考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

避難ということで、実は8月31日に地域で町内の防災訓練が行われました。そのときに住民の皆様から地域によっては同報無線が聞き取りにくいということ、これは以前からも出ている話なんですけれども、特に今回の台風だとか豪雨による避難情報はすばやく察知して適格な情報伝達が不可欠であると、このように思います。だからそういう意味では、町民の要望に応える同報無線の準備は今後どのように考えておられるのかお聞きしたいのと、また、本町でも住民避難をいち早く流す携帯電話による防災緊急メールが発信されております。また、FMななみの災害情報などが発信されているわけではありますが、災害を察知した住民からのソーシャルネットワーキングサービス、逆に今度はその地域の状況を住民の方から発信していただく、こういった取り組みというのは今後非常に重要になってくるのではないかなと、このように思いますが、本町でもこうした活用を進めていったほうがいいのではないかなと思っておりますが、この点についてもお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

今、議員からご質問がございましたように、情報のほうの伝達というものが非常に重要だということで、同報無線の準備、今後防災の無線の関係、また、緊急防災メール、FMななみなどの情報の多重化ということでどのように考えていくかということでございますが、同報無線の関係に関しましては、やはり今の既存のもの、そちらのほうに関して修繕を行っていくこと。実際には今、携帯電話等を持っている方というのは大体9割ほどございますので、あとFMななみという防災ラジオがございますが、そちらのほうに関しましては、緊急で入るといような放送の仕組みというものが本来ございます。そちらに関しては7市町村合同で取り組んでいかなければいけないと考えておりますので、そちらに向けてもそれぞれ協議をして進めていくという考えでございます。

また、現在高齢者の方とか障害の方とかということで、防災の関係のラジオ、こちらのほうの助成をしておって補助金ということで1つ500円というような格好で今行っております。当初の予算の関係では大体60台予算組みをしておりましたが、今現在100台を超える要望ということで、今後もこういうものに強化をしていき、やはり皆さんそういう防災の関係が非常に気になっているということで、情報のほうを力を入れてやっていくという考えでございますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

ソーシャルネットワークについて。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

ソーシャルネットワークの関係でございますが、町民へのいち早い危機情報の目的といたしまして、まず、先ほど言いましたが同報無線、そちを自動起動させる全国瞬時警報システム、こちらはJ-A L E R Tと言いますが、またそういうものもありますし、ホームページ、携帯電話のメール発信、緊急地震速報、災害避難情報を一斉配信するNTTドコモのエリアメール、FM放送などを整備してございます。

現在導入している携帯電話のメールというものもまたさらに充実を図っていきますが、登録者数を大幅に拡充したいと考えております。

サイレンなど、また、警報音による避難行動が起こせるよう、周知のほうもまた徹底をしていきたいということも考えております。

今、ご質問がございましたソーシャルネットワーキングサービスということになりますと、そういう情報を収集できるようになれば、より活動に対して有効的に対応できるようになると思われま。こちらのほうに関しては、また今後研究・検討していきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

ぜひそうした取り組みをやっていただきたいなと思っておりますけれども、特に同報無線に関しては、電話で聞き取りにくいということですので、できればシステムで自動音声応答装置を導入している市町がありますので、そうした取り組みで聞き取れなかった方にもそういう情報が発信できるようにしていただければいいのではないかなと、このように思います。

そして、最後に町長にお伺いしたいのは、この9月26日で伊勢湾台風から55年を迎えます。本町でも記憶が年々薄れる中で、豪雨、そして台風、地震などの災害に対する住民の意識、高揚をどう今後高めていくかというのが大きな課題になっていると思っておりますので、町長のほうからご所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

伊勢湾台風のことについてご質問いただきました。

先ほどもるる蟹江町の防災対策、今後やらなければならないことにつきまして担当がご説明をさしあげましたが、私が一番皆様方をお願いをしたいのが、今、松本議員がまさにおっしゃいましたこの8月31日に地域の防災訓練がございました。私も時間の関係上、南部の6カ所を回らせていただきましたが、それぞれの地域で本当にその地域の特性を生かした訓練をやっておみえになりました。そのことについて、本当に敬意を表したいというふうに思っておりますし、去年はたまたま中止になりましたものですから、そういう意味もあったのか、たくさんの方の参加が今回はございました。本当にご苦労さまでございました。この辺は昭

和34年9月26日に大変甚大な被害を受けております。蟹江町の死者数は18人、昨日の奥田議員の質問にもございましたが、我々も小学校2年生でありまして今でも鮮明にそのときのことは覚えております。このことにつきまして、後世に当然しっかりと言い伝えをし、そして啓発啓蒙を促していかなければいけないな、こんなことを感じておるわけであります。

9月26日に何かそういう追悼式のようなものができないかということをお考えをいただきまして、実は飛島のほうで追悼式を行うということを計画をされているようであります。そのときにその台風のときの映像をしっかりと参加者には見ていただきまして、インフラが全くそのときとは違いますが、このように水がきて、こんな状況で救助が行われたという、そういうドキュメンタリーがまさに目の前で起こっているわけでありますので、それをしっかり見ていただき、次の世代に受け継いでいくべく我々も義務を生じておるわけでありますので、また、議員各位におかれましてはご参加いただけるとありがたいなとのこと思っております。よろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。時間の関係で次にまいりたいと思います。

次に、治水対策についてであります。

近年の台風のみならず、ゲリラ豪雨と呼ばれる異常気象で局地的集中豪雨が大きな浸水被害を各地で引き起こしております。

8月17日には東海地方や北陸、近畿を中心に大雨が降り続き、甚大な浸水被害が出ています。

名古屋气象台によると岐阜県高山市では17日の夕方までの48時間に312ミリの雨が降り、統計を始めた1976年から最も多い雨量を観測、大雨で堤防の崩落や橋や車が流失する被害が出ました。また、京都府の福知山市では1時間に91ミリの大雨を観測、福知山市では24時間の雨量が300ミリを超えるなど観測史上最多を記録するなど、市によると床上浸水も100戸以上に上がる浸水被害が出ております。

また、本町は町内全域が海拔ゼロメートル以下に位置し、これまでも数多くの水害の被害に遭ってきました。現在町内には大小の42基の排水機があり、町は集中豪雨等の浸水被害を防ぐために排水機の強化に取り組んできましたが、今後も治水対策として排水機の強化は求められております。

住民の皆様からの大雨のときなかなか排水が追いついていかなくて、冠水状態の地域があるが、台風やゲリラ豪雨などの集中豪雨による浸水被害の拡大が心配されているところであります。

皆様からは集中ゲリラ豪雨による町の浸水対策は大丈夫かとの要望もお聞しております。今後、町の水害治水対策として排水機の強化はどのように考えてみえるのか。

また、本町では排水機の強化だけではなく、今後一層総合的な内水排除対策の推進が求め

られております。現在、JR蟹江駅北開発による一時貯留施設が設置稼働されていますが、町の治水対策として、学校、防災広場等公共敷地への一時貯留施設の設置についてさらなる拡充を図る必要があると考えますが、町の見解をお伺います。

○土木農政課長 伊藤保彦君

今後町の治水対策として排水機の強化はどのように考えているのかというご質問にお答えをさせていただきます。

伊勢湾台風以後、多くの排水機がつくられました。伊勢湾台風も55年たつわけですが、非常に経年劣化で古くなった排水機場がたくさんございました。一応その排水機につきましては、管理運営主体はもちろん蟹江町や関係市町の協議会、関係土地改良区、水利組合が行ってございます。

強化対策につきましては、耐用年数30年を超えた排水機場の改修は管理者が順次行っておりまして、90%の改修が済んでございます。未改修の機場につきましては、現在改修中のももでございますし法手続を含め改修予定であると管理者に確認をしております。

また、排水機運転に問題が起きぬよう、整備点検等を管理者にお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

治水対策の関係でございます。

近年、全国各地で局地的な集中豪雨が頻発している中で、いわゆる都市型の水害が増加しており、本町においても同様な浸水被害がふえております。

その大きな要因といたしましては、都市化の進展に伴う雨水の地下浸透の実態等によって流域が持つ保水、湧水機能が低下し、雨水の流出量が短時間に増大することが指摘されております。

さらに、今後も地球温暖化による気候変更の影響が懸念されており、その対応が国の重要な課題となっております。

このような都市型水害の発生を防止するために、雨水を直接河川や下水道へ排除するだけでなく、地域全体での雨水の流出抑制に積極的に取り組むことが重要でございます。

学校、防災広場等、公共敷地への一時貯留施設への設置など、拡充は多大な効果が期待ができます。

近隣の弥富市におきましては、治水対策ではございませんが、節水対策、環境対策、そして弥富中学校、日の出小学校に100立米前後の貯水槽を設置し、その水をトイレなどに利用している例がございます。本町におきましても、河川や下水道の整備を中心とした治水対策だけでは浸水被害を防止することに限界があることから、雨水の貯留、浸透などの流域対策に積極的に取り組むとともに、土地利用対策や減災対策などのソフト対策にも取り組む必要がございます。

今後、総合治水対策として河川及び下水道、その他の排水施設のさらなる整備のほか、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量の増加の抑制、水防体制の強化、その他の浸水被害の発生及び拡大の防止を図るための総合的な対策を計画していきたいというように考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

本町でもこの治水対策、浸水対策、水害対策といったほうがいいのかもわかりませんが、これは特に土木のほうでちょっとお聞きしたほうがいいかなと思うんですけども、実は大雨になると道路が冠水するわけなんですけれども、今いう排水機だとかそういう取り組みはもうやられています。特に住民の皆様からよく言われるのが、側溝の中に土とヘドロ、ヘドロだけではなく土も入っていると。本当に埋まっていると。側溝が機能していないと。このような状況では排水の機能も高まらぬのでないかということで、そういう意味では、そういった側溝の土やヘドロの除去、そうした取り組みをやらせてみえると思うんですけども、今後そういった整備についてどのように考えて見えるのかお聞きしたいのと、それと排水機の設置ということで今一生懸命取り組んでみえるわけなんですけれども、大きい排水機ではなくて小さい用水路だとかそういうところについている排水機なんですけれども、冠水状態のときにはなかなか機能がしないという、そういうお話も聞いていますので、用水路のそういった排水機の強化対策はどのように考えてみえるのか、お聞きしたいのと、もう一つは浸水のたびに地域への土のうの準備ということで取り組みをされてみえるわけなんですけれども、各地域に土のうのステーションをつくったらどうかというお話も伺います、皆さんから。こういった浸水対策をどのように考えてみえるのか、ちょっと土木のほうに聞いた方がいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

議員が言われますとおり、排水機能を高める1つには側溝内へのヘドロの除去をすることは有効な手段と考えております。現状では町内会よりしゅんせつの要望書が提出されますと、側溝内がヘドロ等によりどの程度の排水不良となっているのかを確認させていただきまして、優先順位をつけて毎年実施をしております。

また、年2回一斉美化清掃におきまして、オープン水路のヘドロ除去を町内会で自主的に実施していただいているところもございます。

浸水対策の側溝整備につきましては、冠水する頻度の多いところより排水経路の見直しと側溝を大きなものに敷設がえしたり、集水ますを設けポンプによる強制排水を実施しております。このことにつきましては、台風時におきまして町内で浸水になりやすいエリアを図面に落としまして浸水対策を年次計画を立てて施工をしております。本年度につきましては、

蟹江新田、長瀬下地内、平安一丁目地内の1部を回収を予定してございます。

次に、用水路の排水機の強化対策はというご質問でございます。

内水ポンプは現在8カ所ございまして、昨年度には須成地区にあります蟹宝排水機場が新しくリニューアルされました。今地区の浸水対策といたしまして、蟹江今特定土地区画整理地内の調整池から蟹宝幹線排水路に放流するポンプを設置しておりますし、足湯かにえの郷周辺の浸水対策といたしまして、こちらも集水ますを設けまして、強制的に排水できるようにポンプを設置して強化を図ってございます。

土のうステーションにつきましては、安心安全課のほうから答弁をさせていただきます。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

土のうステーションについてご答弁申し上げます。

大雨洪水等による家屋への浸水被害を住民が自主的に警戒及び防除することにより、これらによる床上、床下浸水の被害を軽減し、または防止することにより浸水に対する安心・安全を確保するため町内の各所に住民が自由に使える土のう保管場所を設置することで、近年短時間に降る豪雨や各地の大雨による冠水や浸水などの被害が被害軽減できるよう、土のうステーションというものを今後各分団詰所など、そういうところに設置できないかというように研究・検討していきたいと考えています。

以上です。

○1番 松本正美君

ひとつしっかりそういったことも取り組んでいただきたいな思うわけなんです、これは一時貯留施設ですけれども、特に今蟹江町におきましては、ニューシティかにえライオンズマンションの敷地に雨水の貯留施設があります。大体900トンぐらい雨水をためるところがあるということをお聞きしておるところであります。最近、蟹江町でもマンションが至るところで建設されております。こういった公共の敷地だけでなくして、こうした新しく建つ建物にもしっかり呼びかけていただきたいなと、このように思うわけなんです。特に国のほうも雨水の利用推進に関する法律が施行されて、地方公共団体はみずからの雨水利用のための施設に関する目標設定の公表が求められているところでもあります。そういう意味では、今後新設、あるいは大規模改修が行われるに伴い、新しいそういった建築物の雨水の貯留施設だとかまた公共施設の雨水の設置など、そういったことを含めて町長のほうでもしご所見がありましたらお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

雨水対策のことをご質問をいただきました。まさに今下水道整備を行っております、小さなことではありますけれども民間の皆様方にそれまで使っていた一般浄化槽、単独槽並びに合併浄化槽の再利用を行っていただいております。本当に小さな雨水対策ではありますけれども、その雨水を使って洗車の水、庭に水をまくこともできます。そう

いう小さなものがたくさんつながれば、何トンという保水能力を持つことができるというふうに考えております。今ご説明いただきましたニューシティにつきましても、まさに下水対策で生まれた治水対策と言っても過言ではございません。

今後下水事業の進捗状況にあわせまして、そのようなご協力ができるような大きな集合住宅等々についても、積極的に我々のほうからご意見を申し上げ、ご協力いただけるように話をしていきたいなど、こんなことを思っております。

また、新たに区画整理事業等々を行いますときには、当然雨水対策、遊水池の設定があるわけでありますが、実際公園の下に新たにつくるというのは、先ほどもいろいろなお話し合いの中でマイナスゼロメートル以下、少なくとも1.8メートル、2メートル近いところで地下タンクをつくるというのは膨大な建設費用がかかるということもございますので、今現在ある施設の利用ということが一番重要なことのように考えてございます。

いずれにいたしましても一つ一つ着実にやっていくことが肝心だというふうに考えておりますので、それぞれ個別でまた皆様方にご協力をいただきたいなど、こんなことを思っております。

以上であります。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。どうか水害治水対策をしっかりと取り組んでいただきたいと思いません。

次にまいります。

次に、地区防災計画について質問させていただきます。

平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災、そして平成23年3月に発生しました東日本大震災は地域のきずなの大切さ、地域における自発的な自助・共助による地域コミュニティの防災活動の重要性を思い知らせてくれました。

地域コミュニティが災害に強くなれば、また、地域コミュニティが防災・減災に取り組まなければ、みずからの命を守ることもみずからの地域を守ることができないことを私たちに教えてくれた状況であります。

この大震災の教訓として減災という考え方がありますが、この減災というのは被害を少しでもゼロに近づけるために努力する。そのためにはさまざまな対策が効果的に足し合わせるものが求められているところであります。

この対策といたしまして、公助や自助に共助を足し合わせるトップダウンの取り組みにボトムアップの取り組みを足し合わせるものが欠かせないのであります。それは、地域密着型、あるいは地域主導型の防災活動が欠かせないのであります。

そこで、本町でも問われているのは、いかにして地域コミュニティー型の防災・減災の展開を図るかということであります。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の状況を踏まえ、平成25年6月災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設をされました。本制度は平成26年4月に施行され、内閣府ではパブリックコメントを経て地区防災計画のガイドラインを作成をしているところであります。このガイドラインは、これから地区防災計画の作成を検討していく上で、地区居住者等が地区の防災計画を策定するための手順や方法などが計画提案の手続について説明をしているところであります。そのためにこの本ガイドラインが地域の防災活動を促進するとともに、地域コミュニティにおけるさらなる共助の促進に寄与することが大いに期待されるところであります。

本町でも住民の皆様から、私たちの住む地域は海拔ゼロ地帯であり、地震災害や大雨災害時に避難場所が指定されているものの、避難するに当たって一人一人の明確な避難場所が決まっていない状況でもあり、このままではいざというときに避難しようにも避難できない状況でもないかと、このようにお話をいただきます。

また、各町内会での避難に関する事前の計画や具体的な避難方法を示す避難マニュアルの作成で避難訓練するなどの取り組みをもっと積極的に考えてほしいとの要望でもあります。

このことから、地域防災の担い手であるコミュニティ構成員がその目標や課題を共有し、その実践の協働のための指針として、地区レベルでの防災計画をコミュニティ自身が持つことが今求められているところであります。

この地区防災計画では、体制の構築、対応の伝達、そして環境の改善、知恵の伝承、人材の育成といった地域コミュニティならではの課題の具体化もあります。地域の特性を反映しつつ、地域の強みを生かした防災計画は必要であります。その意味からも本町でも、地域の防災計画として災害時要援護者の取り組みはされている地域もありますが、全体的には防災・減災の取り組みはこれからではないか。本町のレベルの地域防災計画に加えまして、コミュニティレベルの地区防災計画の策定で防災・減災の取り組みを一段と前へ強化する考えはないか、お伺いいたしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 岡村智彦君

地区防災計画についてでございます。

平成25年6月に災害基本対策法が改正をされ、市町村の一定の地区の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度、こちらが創設されました、内閣府は地区居住者等が地区防災計画を策定するための手順や方法、計画提案する際の手続等を説明した地区防災計画ガイドライン、こちらを平成26年3月に公表されました。

まず、地区防災計画制度の創設として、我が国はこれまで多くの自然災害に見舞われてきましたが、近年は南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念されています。このような災害に対応するため、従来、防災計画としては国レベルの総合かつ長期的な計画である防災基本計画と地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災

活動を実施してきました。しかし平成23年3月の東日本大震災において、自助・共助及び公助がうまくかみ合わないと大規模広域災害後の災害対策はうまく働かないことが強く認識され、自助・共助による防災活動が注目されるようになりました。

その教訓を踏まえまして、災害対策基本法の改正では自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度、こちらが創設されました。同制度は平成26年4月1日から施行されました。

地区防災計画制度の特徴としましては、地区居住者等を主体としたボトムアップ型の計画であるもの、次の地域のことにより詳しい地区居住者等が作成する。地区の特性に応じた計画を作成するだけでなく、計画に基づく防災活動が実際に実践され、定期的な評価や見直しが行われ、その活動が継続的に実施される継続性を重視をしております。

次に、計画提案制度の採用として、まず地区防災計画制度では、住民参加型によるボトムアップ型の手法ということで、先ほど議員からご説明がございました。そういうものが義務化が課せられております。また、地区防災ガイドラインの概要ということに関しましても、パブリックコメントを経て地区居住者等による計画策定等の推進を目的とした地区防災計画ガイドラインというものも作成をされております。

地区防災計画制度では、地区の特性に応じて自由な内容で計画を策定することが可能ということになり、地区の過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、活動主体の目的やレベルに合わせて地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要と考えております。

また、平常時、発災直前、災害時、復旧・復興期の各段階で想定される防災活動を整備することが重要であるほか、行政関係者、学識経験者等の専門家のほか、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携が重要になります。

そのためには、地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、平常時に地域コミュニティを維持活性化するための活動、地域で大切なことや災害時にその大切なことを妨げる原因等について整理し、災害時に誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきかなどについて地区防災計画に規定することが重要になります。

さらに、地区居住者などが災害時に実際に地区防災計画に規定された防災活動を実施できるよう市町村等と連携して、毎年防災訓練を行うことが重要ということになってきます。防災訓練の結果については専門家を交えて検証を行い、地区居住者等がその課題を把握し、活動を改善することも重要となります。

防災計画の見直しと連動する形で地区居住者等が計画の見直し案を提案するなど、定期的に地区防災計画について見直しを行うことが望まれます。

最後に、発災時に地区居住者等が地区防災計画制度を活用して行政と連携して、地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できることは地域防災力の向上につながるほか、平常時、災害時等を通じた地域コミュニティにおける住民の生活や事業者の活動等の維持活性化にもつながります。

一方、地域コミュニティにおいて人的なネットワーク、お互いさまの意識、規範や互酬性という相互の信頼関係等が構築されている場合には、共助による活動が盛んであり、防災や復興にもよい影響があるとも言われております。このような要素を中心として、社会的な効率性を高めるものとしてソーシャル・キャピタルという用語が使われますが、ソーシャル・キャピタルを促進することによって、日ごろの地域コミュニティにおける良好な関係を維持することがいざというときに地域コミュニティにおける効果的な防災活動を実施することにつながります。

また、防災活動をきっかけとした共助による活動が活発化し、地域コミュニティの良好な関係を構築する可能性もあります。

今後、地区防災計画制度が地域コミュニティの維持活性化を通して、地区の実情に応じたきめ細かいまちづくりや被害想定に基づくまちづくりの復興を事前に考えておく事前復興等にも寄与することが期待されますので、ぜひ地区防災計画の策定について推奨して、防災・減災の取り組みを一層強化を図ってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

そういう意味で地域の本当に防災計画を、しっかり取り組んで前へ進めていただきたいと思えます。これが結局は地域の防災計画に地区でやることにつながってくることでありますので、どうかしっかりと取り組んでいただくことを要望いたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

続いて、2問目「我がまちの文化振興について」を許可いたします。

○1番 松本正美君

それでは、2問目の「我がまちの文化振興について」質問をさせていただきます。

文化は最も広く捉えると、人間の自然のかかわりや風土の中で生まれ育ち身につけていく立ち振る舞いや衣食住を初めとする暮らし、生活様式、価値観など、人間としての生きるあかしであり、創造的な営みの中で自己の可能性を追求する人間の根源的な要求でもあり、生きがいでもあります。

また、文化は人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものであり、心豊かなコミュニティを形成し、社会全体の心のよりどころとなるものでなくてはならないと思います。

しかしながら、今日の価値観の変動と多様化、国際社会の進展や大競争の激化、格差拡大等の急激な社会の変化が進む中、人間としてのあり方、また、生き方も含めた我が国の文化の現状に対する懸念の声も高まり、文化の座標軸をどこに求めるということが問われているところでもあります。

今日の経済的な豊かさの中で、人々は単なる利便性や効率性だけではない、快適さや心地よさといった本当の豊かさを必ずしも実感できていないことが指摘されているところでもあります。あらゆる人が心豊かな質の高い生活を送るためには、精神的な満足感をもたらす文化的な要素が今ほど重要となっている時代はないと思います。

そこで、本町でも地域に根差す地域文化を大切にし、継承し、長寿社会の中でも誰もが生涯にわたって文化を享受し、文化活動に参加することを通じて楽しく生きがいを持って生活ができるような社会を実現することが求められています。

本町では、地域文化に根差した各種生涯学習講座、教育が行われていますが、町民の多くの方が参加できる情報の提供や町民ニーズに応じた生涯学習の推進体制の充実も求められています。

今後、生涯学習を町民主体の総合的な活動にするための企画体制はどのように考えてみえるのかお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありました生涯学習を町民全体、町民主体の総合的な活動にするための企画体制はどのように考えているのか、お答えさせていただきます。

少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会状況が大きく変化する中、これまでの学校、行政を中心とした仕組みでは対応できない状況になってきております。

そこで、生涯学習講座としまして、現在のニーズに即した住民に高く関心を受けるような講座を企画し、開講をしております。

例えば、小学生を対象にしましたエコきつず調査隊におきましては、一般から学習サポーターを募集し、サポーターの意見も取り入れながら実施しております。また、今年度新たに開設しましたかにえ地域学では、受講者とともに町の魅力を発見するという趣旨で、受講者とディスカッションしながら運営する参加型の講座となっております。受講されました方々からも好評でございまして、今後も継続して実施していきたいと思っております。

各種講座終了後には受講者から高い評価をいただき、継続を希望される講座は受講者がグループ団体を組織し、受講後に活動されるケースもあります。

そういった自主グループの育成及び自主グループ活動への支援を行っております。

生涯学習事業の周知方法としましては、町ホームページへの掲載、広報かにかえ、生涯学習ガイド、各種事業の募集チラシの配布及びポスターの掲示、FMななみ等による呼びかけも行っております。

さらに、講座内容の見直し、全ての講座受講後に受講者からアンケート調査を行い、このアンケート調査の結果、また、住民から要望されます声をもとに改善策を社会教育委員会に諮りましてご意見をいただき、次年度の生涯学習事業に反映し、生涯学習への関心と理解を深めていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、生涯学習の文化活動ということで各講座だとか教室のお話がありましたけれども、本当に講座、また教室においても非常に一生懸命取り組んで見えるわけなんですけれども、募集に対する人員の参加というの少ない講座だとか教室もあるように思われます。

また、これは町主催による60歳を超える人生の節目の再出発を祝う創年式も、回を増すごとに集まりが少ないようにもみえております。また、これはことし7月6日に行われました女優の渡辺えりさんをお迎えしての生涯学習まちづくり推進町民大会の開催、最近では一番多くの町民の皆様が参加されたようであります。そういう意味では748名ということで伺っております。また、新しい取り組みといたしましても、親子講座で今回初めてとなる蟹江町と設楽町との交流・協力に関する協定の締結が結ばれて初めて今回設楽町のつく高原グリーンパークで町内在住の親子が参加されるこうした新しい取り組みもされて、70名の親子が参加されたとも聞いておるところであります。

本町でもこういった少子高齢化における地域の課題は多様化しておりまして複雑化もしているところでもあります。この状況の中で、生涯学習の考え方を取り入れた町民一人一人が本当に学び生かした人づくり、まちづくりを進めることは、本町の大きな課題解決にもつながっていくのではないかなと思います。

町民の皆様が文化活動に参加することによる生きがいを持てるような生涯学習まちづくりを今後どのように進めていこうと考えてみえるのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

それと、今、団塊の世代の方が多くみえるわけですが、かにかえ地域学の推進といたしまして、地域資源を継承するガイドボランティアや観光協会などの地域活動への参加取り組みが現在行われているところではありますが、今後そういった地域資源を継承する人材や団体の育成などの取り組みは重要になってくると思います。そういう意味でも、今後団塊の世代の方が多くみえますので、そうした方を本当にこうしたボランティアの活動に参加できるような取り組みを考えていただきたいと思います。この点についてもお伺いしたいと思います。

います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありました事業の検証につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

生涯学習課では、各種事業ごとに住民に関心を持っていただけるような事業、講座を行いますよう、全ての講座参加者からアンケート調査を行いまして、アンケート調査の結果に基づき、担当者により検証を行いまして、次年度に反映させるようにさせていただいております。

また、そういったアンケートや声をもとに改善策を社会教育委員会に諮りましてご意見をいただき、生涯学習への関心・理解を深める事業としていきたいと思っております。

また、ガイドボランティアさんにつきましては、ガイドボランティアの養成講座等も開講しております、そちらのほうの充実も図っていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

しっかりとこういった生涯学習も取り組んでいただきたいと思います。

次に、我がまちも守りゆくべき地域文化を大切にすることが蟹江町にとっても財産であり、大変重要な取り組みであります。

本町の環境の面からいえば、従来のような狭い意味での環境保護だけではなく、快適で心地よい生活環境の整備も求められているのではないかと思います。この分野においても、文化はより大きな役割を担うようになっております。地域振興においても、こういった生活環境の実現のため、歴史的な町並みや民族芸能などを生かした文化によるまちづくりが一層重要なものになっているところであります。

我がまちの守りゆくべき文化芸術、民俗芸能、歴史的町並みなどを生かした地域文化振興によるまちづくりについての現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

次に、ご質問のありました地域文化振興によるまちづくりについての現状と課題についてお答えをさせていただきます。

当町では、民俗芸能には文化財保護という観点から須成祭や蟹江新町日吉神楽などの指定の無形民俗文化財を初めとする19の民族芸能等の伝承団体の活動に対し補助等をしており、各団体の相談にも対応させていただいております。

伝承活動を行う中で、地域のコミュニティの活性化や子供たちの活躍の場が広がっているというご意見もいただく半面、少子化等により運営方法に悩んでおられる地域もあるとお聞きしておりますけれども、今後も地域で民族芸能の伝承活動が継続できるように支援していきたいと思っております。

歴史的町並みについてでございますが、当町に国の登録有形文化財となっている建造物や

信長街道と呼ばれる道筋などがあり、これらにつきましては、文化財マップや散策マップなどで周知をしております、これらをめぐる歴史散策を楽しむ方も少なくございません。

近年では、須成祭や秋のかにえまつりにあわせまして歴史散策をするルートで近鉄ハイキングやJRさわやかウォーキングなどのコースが設定され、多くの方が来町されております。今後、民俗芸能とあわせて文化財建造物等の保護や啓発を行い、まちづくりに生かしていきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

我がまちの文化財の保護だとか、そういった民族芸能、歴史的な町並み、こうしたことを守るということは非常に大事なことだと思います。

地域の固有の伝統文化芸能は地元の対する愛着を深め、まちづくりへの参加意義を育てる貴重な資源でもまたあります。今、秋田県内では、全国最多となる17の国の重要無形民俗文化財を初め、多様な伝統文化がありますが、この20年間で民族芸能の保存に取り組む68団体が消滅、もしくは活動休止に追い込まれているとも聞いておるところであります。地域社会に根差す伝統文化や民俗芸能の保存が、保存会員の少子高齢化に伴いまして後継者が不足しているということも大きな課題となっているところでもあります。

本町におきましても、26年3月にユネスコの無形文化財候補に挙げられている400年の伝統の文化があります。継承として国の重要無形文化財に指定されている須成祭や、また、蟹江町の城跡などの歴史的な町並み、先ほど課長さんのほうからもお話がありましたように、そうしたいろいろな取り組みがあるわけなんですけれども、蟹江町のこれまでの歴史、民俗の芸能、伝統文化を守ることは観光の面からおいても大変重要な意義あるものだと思います。

この地域の伝統文化を守るための保護、伝承の仕組み、後継者に育成が一層重要となってきたところでもあります。

後継者の育成について、ここで少しお話を聞きたいと思えます。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありました地域の伝統文化を守るための保護、伝承の仕組みや後継者の育成強化についてお答えさせていただきます。

各地域での伝承活動だけではなく、文化財出展公開活動として町民まつりの会場におきまして郷土芸能を披露する機会を設けております。これは、広く町民の方々に郷土芸能に触れていただくよい機会をなっているだけではなく、後継者の育成にも一翼を担っております。

今後も伝統のある郷土芸能を継承できる取り組み等に努力していきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、先ほどのお話の中にも文化、芸術ということをお話をさせていただいておるわけなんですけれども、本町の歴史民俗資料館の施設も大分老朽化してきていると思うわけなんですけれども、収蔵庫の不足なども問題があるのではないかなと、このように思います。

また、9月1日は防災の日になっております。防災の日を迎え、人命を守る防災対策については町を上げて取り組んでみえるわけなんですありますが、本町の大災害に備えた文化財を守る取り組みはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 伊藤保光君

文化財を守る仕組みでございますけれども、町には歴史民俗資料館がございまして、また、尾張温泉の北のところに今資料倉庫がございまして、そちらのほうで大切な資料等を保管していきたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

また後で町長のほうにお話を聞きますので、次にまたありますので、よろしく願います。そのときにまとめてお話ください。

では、次に入りたいと思います。

京都市では貴重な文化財を守るということで、観光や地域再生のために活用していくために文化財行政と観光行政の協力的な連携が今図られております。我がまちの守りゆくべき伝統文化芸術、民俗芸能、歴史的町並みなど文化芸能と観光を基軸に据えた蟹江町の活性化も考えるときではないかなと、このように思います。

伝統文化の存続といたしましても、石川県では来月、関東地方の能登地域の祭りを体験してもらうためのモニターツアーが行われる予定になっております。若者たちの参加で祭りが盛り上がれば、地域おこしの刺激になればと期待もされているところであります。また、私のふるさとでもあります鳥取市におきましても、文化芸術の伝統ということでそうした取り組みが行われておるわけなんですけれども、ことしの8月に行われました鳥取市のしゃんしゃん祭という祭りがあるわけなんですけれども、このしゃんしゃん祭というのは、鳥取市に古くから伝わる伝統の傘踊りであります。この鳥取市民が傘踊りで市内を練り歩く祭り、祭りにはだれでも参加できる取り組みといたしまして、本当に県外、また多くの方に呼びかけ、そして多くの団体、観光客がこの祭りに参加し、毎年祭りも盛り上がっているところであります。

今回、この8月に行われましたしゃんしゃん祭がギネスブックにのりました。そういう意味で非常に今、鳥取市は燃えております。そして今鳥取市では砂丘で有名であります。この砂丘の地域資源を生かした取り組みといたしまして砂の美術館というのがありまして、その砂の美術館では毎年世界の芸術家を招いて世界初の砂の芸術展が開催されております。多くの観光客が来ているということも聞いているところであります。

また、蟹江町におきましても、この7月8日に設楽町との交流・協力に関する協定が結ばれました。私たち蟹江町議会におきましても、設楽町との交流を進めるのに当たってこの設楽町を知らないではいけないということで、8月29日に設楽町に視察に行ってきたところがあります。設楽町の横山町長、山口議会議長を初め、議会の各常任委員長の出席のもと、意見交換をされました。今後どういう交流ができるのか、設楽町のことをもっと勉強していきたいとの思いで帰ってきたところでもあります。町は公共施設の総合利用等の手始めに地域産業、文化館の交流等も徐々に深めていきたいとのことでもあります。そういう意味で文化芸能、観光を基軸に据えた文化振興の取り組みについてここで横江町長のご所見をお伺いしたいと思います。先ほどの件も含めて答弁をよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

松本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

文化芸術、観光を基軸とした文化振興の取り組みはどうなんだということでございます。

まさに今、鳥取市がご出身ということをおっしゃいましたが、私は蟹江生まれ蟹江育ちであります。議場におみえになります議員の方々も、他地域からおみえになり蟹江町にお住まいの方、そして蟹江に生まれられた方、それぞれ思いは違うというふうに考えてございます。蟹江町は大変歴史・文化の色濃いところでありまして、実際400年前から伝承されております須成祭が先ほどご指摘いただきましたように国の重要無形民俗文化財に指定をされました。

それに相まって、今回は大変うれしい知らせでありますけれども、この海部郡で津島天王祭と並び称するこの祭りが世界に情報が発信できる世界ユネスコ文化遺産、これに候補として今名乗りを上げている、グルーピングとして名乗りを上げておるわけであります。この地域を絶好の機会と捉えまして、蟹江町そしてこの海部郡地域をしっかりと世界にアピールしていきたい、こんなことを考えておるわけであります。

特に、日本というのはたくさんの文化が継承されている地域であります。私ども蟹江町も須成祭が国の重要無形民俗文化財に指定をされたのをきっかけに、全国組織であります山鉦の会という組織に入らせていただきました。名だたるお祭りがたくさんあるわけであります。祇園祭に始まり高山祭、誰が聞いても一度は耳にしたことのあるようなそういうお祭りの中に我々も会員として入らせていただきました。これが全国に32ございます。この32全てが世界ユネスコ文化遺産にグルーピングでノミネートをされ、愛知県では5つ候補として挙げられております。津島祭り、そして犬山、蟹江、知立、半田この5つでございます。今後、我々はこの5つの地域と一緒にしましてこの文化・歴史を盛り上げていきたいというふうに考えております。

特に、蟹江町の場合は須成祭を中心とした地域の川祭りをこれからもしっかりと蟹江町内外、愛知県、日本全国、世界に広めてまいりたい。その一つのきっかけとなります犬山さんとのつながりの中で、10月19日に既にご案内を差し上げました犬山うかいを第1回蟹江町鶴

飼事業ということで実施をさせていただきます。関係各位の皆様方にはまたご協力をお願いしたいなど、こんなことを思っているわけであります。

そして、先ほどご質問いただきました文化財の保存、耐震はどうなんだということで、担当からはインドア、アウトドアも含めましてあそこの歴史民族資料館に入っておるものだけではなくて、佐屋川河畔にあります蔵の中にたくさんの重要なものが詰まっております。これが耐震は多分十分であるとは言えない状況になっているのも事実であります。これも近いうちにまた皆様方にご説明をさしあげ、しかる場所にしっかりと移動し守っていきたいというふうに考えてございます。今はしっかりとした具体的な内容をお示す段階にはございませんが、今ある蟹江町の歴史文化、伝統行事、伝統民具等々をしっかりと町民の皆さんに見ていただきたい、そういう場所もつくっていきたいというふうに考えておりますので、またご協力のほど、よろしく申し上げます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。では次にまいりたいと思います。

次に、子供の文化芸術活動の充実について質問させていただきます。

教育においても、現在子供たちはややもすると生活に十分なゆとりが持つことができず、友人との交流を深めたり自己実現の喜びを実感したり、じっくりと豊かな心を育む環境に置かれていないとの指摘もあります。

また、我が国の伝統文化や地域の歴史・文化に対する理解やそれらを大切にすの心の教育が大きな課題となっています。そのためにも、子供の豊かな心や感性、創造性やコミュニケーションの能力を育み、日本人としての自覚を持ち、国際社会で活躍する人材や地域文化の担い手を育成するためには、学校や地域において子供たちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実が求められているところであります。

本町では、平成26年度の文化庁の補助事業といたしまして、日本の伝統芸能である日本舞踊を体験していただける特別講座が8月2日から蟹江中央公民館で開催されていると聞きます。対象者は定員小・中学生20名で、日本舞踊子供教室として着物の着つけや舞踊の実技、地元の先生を迎えて学ぶと伺っているところであります。子供たちにとって日ごろなかなか触れ合うことの少ない伝統文化を体験するものであり、大変よい取り組みだと思えます。

本町でも子供の文化芸術活動の充実としまして、文化芸術関係者や社会教育、行政関係者が連携し、地域ぐるみでの支援する仕組みづくりは大変重要であります。

今回の文化庁補助事業による日本舞踊子ども教室の取り組みについてのご所見を石垣教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

ご質問のありました伝統文化親子教室についてお答えしたいと思います。

この伝統文化親子教室事業は、子供たちを対象に伝統文化、生活文化を体験、習得させる

取り組みとして文化庁が実施をしているものであります。この事業は文化芸術団体から市町村、例えば生涯学習、そういうところの窓口を通して県を経由して文化庁へ申請していくものでありまして、文化庁が採択した事業については文化庁から直接申請団体へ補助金が交付されます。

実は、今年度蟹江町内の舞踊団体がその申請をされて、日本舞踊子ども教室として採択をされました。愛知県でも200弱のところの団体がそういう申請をして採択をされ、補助金をいただいているところではありますが、こういうような取り組み、子ども教室でありますけれども、蟹江町教育委員会としましても、こういった取り組みは子供たちが伝統文化に触れる機会がふえるというようなこと、あるいはそういうきっかけになるということで、次への時代への継承ということで、子供たちの豊かな感性が養われていくのではないかなど、そんなことで教育委員会としても後援をしております。そしてこういうような事業が有効というか意義があるというふうに捉えております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

どうかこういった伝統の子供の文化芸術の取り組みも本町もどうか力を入れていただきまして、次の時代を担う子供たちのために伝統文化の体験を機会を提供していただければなど、このように思いますので、今後もこういった取り組みにしっかり取り組んでいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、地域文化発信基地としての図書館活動についてであります。

近年、活字離れが指摘される中、市民に読書に親しんでもらう取り組みの一つといたしまして読書通帳を導入する動きが各地で見られ始めておるところであります。

そのような中、昨年9月に北陸で初めて読書通帳システムを導入した富山県立山町では、自動貸出機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸出日の記載がされる仕組みとなっていて、自身の読書履歴が一目でわかるようになって、読書意欲の向上につながっているということでもあります。

通帳は町内の小・中学生には無料で贈呈し、大人には一冊200円で販売しているということでもあります。

また、立山町の場合では、取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳製作費を負担してもらったり、地元団体からの寄附を活用した読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組んでいるのも大きな特徴となっているところでもあります。

現在、各自治体においても図書館利用の推進を図るため、地域の特徴を生かしたさまざまな取り組みが行われておりますが、読書通帳の導入は財政負担を抑えた効果的な取り組みでもあります。

本町の子供だけではなく、住民の活字離れを食いとめる地域文化発信基地としての図書館活動として、読書通帳の導入の考えはないかお伺いいたします。

また、青年同士の交流を目的といたしました読書会を図書館や町の施設を利用して実施できないか。本町の青年の皆様から、社会人になると人のつき合いが会社内や仕事関係にとどまりがちで新しい知り合いや友達がなかなかできないという声もお聞きいたします。

現在はインターネットの普及により、簡単に他人と知り合える方法があり、若い世代を中心に使われておりますが、いろいろな事件に巻き込まれるケースや、ラインなどの無料通信アプリなどによる人間関係の問題へ発展していく事例が後を絶たないのであります。

そこで、気持ちがつながるような手段を探したときに、本を通じて語り合うことで互いに心の交流を図れるのではないのでしょうか。

本町の青年同士の仲間づくりや出会いを狙いとした、本を通じて気持ちがつながる青年向け読書会の開催の考えはないかお伺いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 川合 保君

ご質問のありました地域文化の発信基地である図書館活動としての読書通帳導入についてお答えいたします。

読書通帳とは、借りた図書の履歴が確認できるもので、読書通帳機を導入し、この通帳を入れると貸出日やタイトルなどが印刷されます。読書の記録を残すためには、とても便利なものと思っております。

現在のところ蟹江町図書館には読書通帳と読書通帳機は導入されておりましたが、それと同様の機能を持つマイ本棚がございます。これは、図書館のホームページの中にあるマイ本棚メニューにログインすれば、読書通帳に印刷される内容とほぼ同様の内容を見ることができます。また、予約した図書を確認したり、簡易なコメントを入力することも可能になっております。

平成24年12月に更新した図書館システムに組み込まれたものであり、蟹江町図書館の利用者カードをお持ちの方でインターネットのできる環境があれば、どなたでもマイ本棚を見ることができます。もし、読書通帳機と読書通帳を導入するとなれば、機器の費用と機器と連携するためのシステム構築費も必要となりますので、現在のところすぐに導入することは難しいと考えております。

当分の間はマイ本棚をご利用いただき、その名前のおり、自分だけの本棚としてご活用いただきたいと思いますと考えております。

次に、青年同士の交流を目的とした青年向け読書会の開催についてお答えします。

まず、蟹江町図書館で開催している行事として、毎月開催しているのは子供たちへの読み聞かせや映画会がございます。また、10月27日から11月9日までの読書週間には、親子で参加できるわらべうた講座やご家庭で必要なくなった図書をお持ちいただき、他の方に再度

活用していただく本のリユースフェア、子供たちに楽しんでもらえるおはなしたまてばこで人形劇を開催いたしております。

どちらかといえば、子供とその親を対象にした行事が中心となっておりますが、その理由としては、蟹江町の将来を担う小さな子供たちに本に親しむ機会をなるべく多く持ってもらい、そのためには子供たちの親さんも一緒に参加していただくことが大切と考えているからでございます。また、本のリユースフェアや映画会は、年齢を問わずに多くの方にご参加していただいております。

ご質問のありました青年同士の交流を目的とした青年向け読書会については、20代から30代の方を対象にした行事になると思いますが、今後は青年の方がご参加いただけるような映画会などを企画していこうと考えております。

青年同士の交流を目的とした青年向け読書会の開催につきましては、今後の課題として検討させていただきます。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

今、読書通帳についてであります。現在、お隣の岐阜県の海津市の海津図書館では、読書通帳を導入した取り組みがされております。この運用している図書システムと読書通帳機を連動させたプリンターに読書通帳を入れると、借りた本の題名が自動的に記帳され、利用者自身の手書きで記録必要がなく、今までのような借りっ放し、読みっ放しではなくデータとして蓄積されることは子供にとっても大変意義がある取り組みだと思います。特に、小・中学生の子供さんには大変喜ばれていると聞いております。間もなく出てくる新しい改良されたシステムによれば、図書館にあるシステムで各小・中学校の学校図書との連携ができ、学校で読書通帳を活用できるようになるということもお聞きしているところであります。

現在、本町におきましても、各学校におきまして読書のそうした運動の取り組みが実施をされております。今後、やっぱり学校図書館におきましても読書通帳の活用ができるよう、また、子供の意欲が高まれば住民などへの読書への意欲もさらに高まる効果が大きいのではないのかなと、このように思っております。そういう意味ではこの新しいシステムに変更されて、今後考えていただくといいかなと、このように思いますが、既存のシステムにも読書通帳を連動することも可能だということで海津市の図書館のほうからもお聞きをしております。

どうか一回こうした取り組みを考えていただきたいなとこのように思いますので、よろしくお願いたします。

それともう一つは、青年向き読書会の開催であります。現在これも富山市の青年同士の交流を目的といたしました読書会とやま月いち読学部を実施して好評だと聞いております。

読書会は共通の課題本を読んで集まった青年たちが、その本について感じたことなどを語り合う読書会で無料であります。課題本は幅広いジャンルから選ばれており、30代前半を中心に参加しているとお聞きしているところであります。参加者の読書感想では、同じ本を読んでも、人によってはまた感じ方も違い、そこに驚きや共感があるというように、語り手の価値観や性格が周囲に伝わり、仲間を広げているとのことでもあります。富山市の男女参画ボランティア課におきましては、今後作家などゲストを招いてのトークイベント、富山ゆかりの作品の舞台を歩くアウトドアの読書会など、さまざまなオプションの企画を実施する予定であります。メンバーの増加や参加率の向上を目指しております。そういう意味でも本町でも、そうした青年に向けての取り組みをぜひつくっていただきたいなと思います。

最後に、地域文化発信の基地としての図書館の活用について、横江町長の最後にご所見をいただいて終わりたいと思います。

○町長 横江淳一君

今いろいろなお提案をいただきました図書館の利用ということでもあります。

本当に蟹江町図書館はたくさんの利用が見込まれた施設であります。実は残念ながら近年、利用者数が激減をしてございます。新しいシステムを導入して利便性を図りましたが、今よく言われますSNS、ソーシャルネットワークシステムを使いながら、皆さん持つておみえになりますアイフォンで即インターネットに接続ができ、現地へ行かなくても予約ができてしまうという状況がもう既に確立をされてしまいました。こういう日進月歩の状況の中で、では何十億をかけた施設をどのように利用するかということについては、我々としても課題でございます。

そんな中で先ほど申し上げましたとおり、文化の集積であります図書館、そしていろいろな情報の発信基地であります図書館を図書館としてではなくて多目的の施設としてもこれは利用できるのではないのかなと、先ほど松本議員がおっしゃったような子供たちの交流、そして青年同士の交流も含めたそういう場所にしていければいいのかなと。総合公園一帯をそういう地域にすることによって、多分図書館の利便性もどんどん上がってくるし、情報の交換もその場でできるのではないのかな、こんなことを今考えております。

今後、いずれにいたしましてもいろいろなお提案をさせていただくことになると思いますが、ぜひともまたご意見等をいただきますようによろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○1番 松本正美君

どうか我がまちの文化振興についてももしっかり今後とも取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で松本正美君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時5分から再開します。

(午前10時48分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 吉田正昭君

質問8番 大原龍彦君の「蟹江川JR踏切の閉鎖を問う」を許可いたします。

大原龍彦君、質問席へお着きください。

○14番 大原龍彦君

14番 大原です。

議長のお許しをいただきましたので、「蟹江川JR踏切の閉鎖を問う」ということで質問をさせていただきます。

まず、きょうは大変いいお天気で、私も朝5時半に起きてちょっと外へ出ましたが、外はきょうは何となく蟹江川のことについて質問をしますので、蟹江川を1回通ってみました。皆さん大変蟹江川はきょうはすがすがしい気持ちで散歩しておられ、また、二人で歩いたり何かして、私も今の踏切を超えて今の橋、そして名古屋・弥富線まで行って車のところでUターンしてそして帰っている人が多いということで、きょうはそういう人たちを見てきました。

また、近鉄へ通う人もあの道路は安心・安全な道路ということで、自転車で名古屋へ行くのはいいんですが、四日市へ行く人たちは近鉄は急行がとまる、快速がとまるということで、四日市まで25分で急行は行くものですから、大変まだ近鉄へ行く利用者の方が蟹江川の堤防を通って行く人が多いわけでございます。

きょうは蟹江川の踏切の廃止ということで質問させていただいていますが、私も町長と同じく、須成で74年間育ちました。その関係上、蟹江川というのは私も親しまれておる蟹江川でございます。私も本当に小さいときから親しんでおる蟹江川でございますので、この閉鎖についてを言葉は悪いですが質問をさせていただきます。

9月2日の全員協議会で、JR東郊線の踏切の拡幅について報告がありました。駅北の都市開発とヨシヅヤ蟹江店がオープンし、東郊線の車の通行量も多く、踏切内には歩道もなく危険が伴うということで町とJRが協議され、蟹江川左岸の踏切か八ヶ島のどちらかを廃止すれば東郊線踏切の拡幅交渉に応じということで、町としては八ヶ島の踏切より蟹江川の踏切の利用者数が少ないということで蟹江川踏切の廃止を決めたが、そんな理由で蟹江川の左岸の踏切を廃止していいのかお尋ねします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

質問のございました東郊線踏切拡幅の代替としてなぜ踏切を廃止するのかについてお答えをいたします。

先ほど質問の中でも述べられましたが、再度私のほうから説明をさせていただきます。

東郊線踏切は平成3年9月25日に東海旅客鉄道株式会社との協定が交わされておりまして、東郊線踏切道の立体交差化までの暫定措置として平成4年に開設されました踏切でございます。

したがって、22年以上たち、この間に区画整理事業による新しいまちづくりや昨年ヨシヅヤJR蟹江駅前店がオープンし、踏切周辺は当時と比べものにならないほどさま変わりし、歩行者や自転車の往来もふえてございます。

このような状況の中、事故防止と交通の円滑化を図るため、昨年7月にJR東海と再協議をいたしました結果、東郊線踏切がより一層の危険が伴う踏切であり、周辺まちづくり形成の観点からも町が早期に解決したい旨説明をし、JR側の理解を求めました。

JR側も改善が必要な踏切であるという認識を持っておりまして、事故防止への改善に取り組む中で東郊線の立体交差化がすぐに着手できないのであれば、他の踏切を1カ所廃止し、踏切の整理統合をすることにより拡幅交渉に応じるとの回答がございました。

これを踏まえまして、車道となっていない蟹江川踏切と八ヶ島踏切のどちらかを廃止しなくてはなりませんので、現在検討させていただいております。その中で全員協議会でお答えさせていただきましたのは、やはり一番大きな問題としましては、利用の利用者数でございます。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

これは今課長さんが言われたように、利用者数ということでただ単純に廃止の方向へ向けたということは本当におかしいと思う。廃止すればあそこ蟹江川を通っている人は、散歩はともかく、つえをついたり乳母車を引いたりして行く人が安心・安全のためにあの道路を通っておるわけです。また、近鉄へ行く人もあの道路を自転車に通っている。それが万が一廃止になると、今度はどこを通るんですか。伊勢苗代の踏切を通らなければいけないことになるんですね、伊勢苗代の踏切は歩道はありますか、東郊線と一緒にですがな。まだ大型自動車が通るでしょう、あそこは。そうでしょう。今の伊勢苗代の踏切通っている人も、列車は1日に何本走りますか。大体調べますと110本か120本ぐらいですね。上り線、下り線で。それと単線ですので、春田の踏切に行けば、そこまで行って変わってくるので6分か7分かかる。また、西へ永和の駅へ行けば、やっぱり7、8分かかってあそこを通るわけなんだから、踏切も駅でとまっておると、そうすると長いでしょうあそこが全く長い。近鉄に比べたらえらい違いだと思う。それで事故とかそういうことは私は余り考えておらなかったけれども、

この蟹江川の左岸の廃止ということで、私もこうやって一般質問をやらなければならないようになってしまったのは、やっぱり須成は孤立してしまうですね。だからこれを質問したんですけれども、今度その蟹江川を通っていた人たちは遠回りして、そして今あります須成線の踏切ですね、そこまで行かなければということですよ、これはお散歩バスがたもとまで迎えにきてそれをやってくれりゃいいんですけども、年寄りとかそういう人には本当に不自由だと思いますが、どう思われますか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

もちろん議員が言われますとおり、踏切を廃止となりますとふだん使われておりますので非常に不便さを感じることはよくわかっております。ただ、今まで何度も議会の中でも答弁をさせていただきましたし、この東郊線踏切については年度早いうちに何とか幅をとということで質問をいただいております関係上、蟹江町といたしましてもJRと今年の協議をもった中で前向きなところも見えたものですから、緊急に進めないといけないという状況でございます。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○14番 大原龍彦君

東郊線については、また後から質問をします。

きょうは蟹江川について、防災・災害についてまたお話しますが、蟹江川は蟹江町の中心を流れる、本当に町民に親しまれる川だと思っております。北は須成から南は舟入まで堤防道路となっており、私は町の避難道路でも避難場所でもあると思っております。

昭和34年、今から55年前、私がちょうど高校を卒業した34年の9月に伊勢湾台風が発生しました。各地で堤防が決壊し、本当に蟹江町も水浸しになりまして、1カ月ほど海の満ち潮と一緒に引いたり満潮になったりということで、どこの道路も通ることができなかったということは事実であります。そして須成区も孤立しましたが、幸いに蟹江川の堤防が通行ができ、水、食料、衣料品など救援物資が運ばれ、大事な避難道路となったわけであります。

また、私も学校を卒業してから堤防が下のほうで決壊したということで、須成区から応援ボランティアで2日ほど舟入の蟹江川堤防を通過して、そして工事現場で堤防の決壊を応援したことも思い出すわけでございます。

今後、南海トラフ大地震の発生が想定されておりますが、踏切の閉鎖については防災道路としてどのように考えておられるか、お答えしてください。

○土木農政課長 伊藤保彦君

質問のございました今後南海トラフ大地震等想定される踏切をこれも廃止していいのかということにもつながってくるかと思えます。

本年、南海トラフ巨大地震に伴います新たな被害想定を愛知県が公表してございます。その中で、当海部地区の河川堤防は液状化による沈下で崩落する可能性が高く、浸水被害が大きいとされてございます。

このような災害時における地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、県では緊急輸送ネットワーク計画がございまして、本町では東名阪自動車道や国道1号線、西尾張中央道が第1次緊急輸送道路として指定されてございます。

また、蟹江町におきましても、耐震改修促進計画におきまして、地震時に通行を確保すべき道路を指定してございます。

しかし、蟹江川の堤防道路に損傷が大きい場合は直ちに補修できないということから、緊急輸送道路の指定はしておりませんので、廃止踏切の対象として考えてございます。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

県の見解はそうであります。私は蟹江川の堤防というのは本当に本町地区、須成地区、舟入唯一の堤防で、やっぱりこういう大災害があったときには液状化現象とかそういうことをまず考えて一時的にあそこへ避難することが大ではないかと思う。そして、輸送の面でもそんな名阪からそういう救援物資を送ってくる。それは名阪を降りてから道はどうなりますか。そうでしょう。蟹江川は体験者として私は質問しておるわけですから、皆さんは伊勢湾台風の前、2、3歳ぐらいのときではないですか、部課長さんたちは。そうでしょう。水が来て喜んでおるくらいなものだ。私らはそういう被害に遭ったものだからこういう質問をするんです。だからその伊勢湾台風の状況を見ますと、電気も切れ、また暗くて見えなかった。私の家は3段ぐらい石が積んで、まだ大分よかったです。道路に出ると私の胸ぐらい、140センチメートルぐらいあったですね。1メートル40センチメートルぐらい。私は背が低いから、1メートル60ちょっと切るから、ここまであって、そこを泳いで避難したことを思う。近くには堤防沿いには善敬寺があって、善敬寺へみんなが避難したということを出すわけでありまして、偶然にも山田酒造さんが隣にあって、あそこは酒づくりの取水があって、そしてその水は飲み水があってよかったなと思っておりますが、これは避難道路として今の県はそういうふうな想定をしておるんですが、今の緊急の場合にそれでは逃げるところがありますか、小学校は川をまたいで行かなければならんし、何も高い建物がない。それであの堤防は一番私は避難道路ではないかと思っているが、いかがなものでしょうか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

もちろん災害が起きた場合でありましても堤防道路が利用できるとすれば、蟹江町はマイナスゼロメートル地帯という地域でもございますし、緊急時には住民の方が避難したり物資の運搬の堤防道路になることは想定してございます。

したがって、廃止となれば削減ということにはなるんですけれども、廃止踏切の特別な理由といたしましてJR側と交渉し、災害時に非常用道路として利用できるよう協力をお願いしたいと考えてございます。

○14番 大原龍彦君

次の質問に移ります。

全国各自治体では1000年1回起きるか起きないかという南海トラフの大地震を想定して、皆さん独自に避難ビルとか高台の造成、また、避難通路など防災対策を行っております。蟹江町においても、今年度多額な金を費やして、蟹江高校の跡地に500人ほど避難できる水害避難所を建設しているが、蟹江川の堤防道路は町内の高い場所であり、また、浸水被害が発生したとき、地域住民の逃げ場でもあると思います。南から北へ避難するとき、例えば避難するときは下から上へ逃げるのが私は常識ではないかと思っておりますが、今地区なんかは大きな建物もないし、やっぱりいざ避難しようと思うと下のほうへ踏切を超えて避難しなアカンということは私たちも想定しているが、そのことについて、これも踏切の廃止は避難通路としても本当にどのように考えておられるのか聞きたい。同じような質問ですけれども。

○土木農政課長 伊藤保彦君

失礼いたします。先ほども少し述べさせていただきましたが、やはりマイナスゼロメートル地帯であれば、堤防が高いというのはもちろん標高は高くなってございます。そこを利用するということになりますと、通行をという話になりますと先ほど答弁させていただきましたとおり、災害時にはJR側と協議をして非常用の道路として利用できるようお願いをするしかないと考えております。

○14番 大原龍彦君

それはそれとして、次に、観光の面から質問させていただきます。観光それから健康という面です。

町長のいろいろの配慮によって近鉄ハイキングが大変盛況されて、天王様を通り、最後は山田酒造の酒蔵を見学し、そのときに2月ですので新酒の利き酒を飲みながら楽しみながら、蟹江川の堤防を下っていく人が多い。

また、蟹江川沿いには須成祭、また須成祭も飾橋から天王さまへ上ることではありますが、伊勢湾台風前は、今10月19日に鶺鴒がありますね、昭和27、28年ごろには須成まで鶺鴒が二、三日停泊しておったことも思い出します。

また、この蟹江川沿いというのはいろいろのイベントもできるところで、昔は今地区の今橋では、おまんとうというお祭りがありまして、夜365のちょうちんがついて、大変私どもの蟹江川の堤防を通って、そして見に行ったことも思い出します。

また、今年度この時期に蟹江の祭りもありますが、これもやっぱり神明社が蟹江川のそばにあるということで、やっぱり蟹江川が中心にこの祭り事もできておるのではないかと考えておりますが、また、健康面においても自転車、歩行者の専用道路で調査したときの利用者は少ないが、健康管理のために、元気のためにウォーキング、ジョギングを安心・安全に歩けるということで利用されているが、その人たちの考えはどうか。また、町長の所信表明も政策方針の中で観光とか環境、また健康ということが掲げてありますが、そういう考えの中

で踏切の廃止はどう考えておられるのか。町長さん、通告書にはないですけども。

○町長 横江淳一君

蟹江川 J R 踏切の閉鎖はどうなんだというご質問をいただいております。

過日 9 月 2 日に全員協議会で一定の考えかたをお示をさせていただきました。今、るる担当者のほうから J R の協議の内容、そして進捗状況もお話をさせていただいたとおりでございます。

思い起こしますと、平成 17 年 4 月に町長に就任以来、この J R の踏切拡幅につきましては大変たくさんの議員の皆様方からいろいろご質問をいただき、私も J R の区画整理事業の進捗にあわせてたびたび J R 本社を訪れ、いろいろな話し合いをさせていただいております。大変議員の皆様方のご期待に沿うような答えができず、もんもんとした月日がたつたというのも事実であります。そして、毎年この時期になりますと、一般質問で皆様方からいただいたいろいろなものを整理をする中で、この J R 踏切の拡幅につきまして東郊線の拡幅も含めてでありますけれども、質問の内容をしっかりと頭の中にたたき込みながら、職員に対して J R との折衝をお願いしたいということで、私もいつでも行く用意はしておりましたが、ここへきまして実は J R からのいい返事ではございませんが話し合いに応ずる旨の答えがあったのも事実であります。

ただ、それには先ほど来から皆様方にご提案をしております平面交差を今後全部なくしていきたいというのが J R の考え方でございました。もとを言えば、東郊線の踏切も仮設踏切という位置づけの中で、最終的には高架ということを前々町長のときにお示しをさせていただいております。それもしっかりと我々も認識をしておるわけではありますが、とは言うものの、急激に駅北の区画整理事業が進み、たくさんの方が今あそこを通行しておみえになります。私も事あるごとにあの状況を見ながら大変危惧をしているわけでありまして、いつあそこで人身事故が起きて悲惨な結果があるとも限らない状況の中で、今このような話し合いをさせていただいております。

きょうここで結論を出すということではできませんが、しっかりと今大原議員のお訴え、そしてこの後住民の皆様方にもしっかりとお話を聞きながら、最善の方向を探ってまいりたいというふうに今の時点では考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 1 4 番 大原龍彦君

今の観光とか健康面で蟹江川の廃止というのはどのように町長さん考えているのかについて。

○町長 横江淳一君

もちろん蟹江町というのは蟹江川を中心にして発展してきた町であるということも過言ではございません。醸造業、お酒づくり、みそづくり、しょうゆづくり、いろいろあったというふうに私も理解をしております。

先ほどの答弁でも述べましたように、祖母の実家が須成ということで、私も小さいころからこの蟹江川にはなれ親しむ関係にはございました。そういう意味で蟹江川の景観をよくした祭り、そしていろいろなイベント、ウォーキング、ジョギング、そしてさわやかウォーキング、近鉄ハイキング全てお願いをし、蟹江町に誘致をさせていただきました。そういう意味でいけば、この蟹江川の堤防のウォーキングについては、大変私自身も自問自答しているというのも事実でございます。

先ほど申し上げましたとおり、今ここで早急に結論を出すという状況ではございませんが、JRとしっかりこの先お話をさせていただく上で再度住民の皆さんの意見もしっかり聞きながら、最終的には判断をさせていただくつもりでございます。よろしく願いいたします。

○14番 大原龍彦君

今町長さんが言われたように、これは議員として出ておりますが、これから住民説明会で住民の意見を聞きたいということによっておられるので、ひとつそこは頭に置いてやっていただきたいと思います。

また、この蟹江川の踏切がもし廃止となると通る道がない。そうするとJRの今の蟹江川の右岸に今地区からきた道路と須成は土地改良があった道路が踏切でとまっているわけですね。そういうJRとの交渉はできるのか。例えば、川瀬副町長も堤防ぼたに見えるんだけど、あの堤防の通りは今の今橋の側道をずっと行けば、今の弥富名古屋線ですか、あの下トンネルはできておるんですね。そういう形で歩行者・自転車専用の道路はJRとの交渉はできないのか、ひとつお尋ねいたします。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ご質問のございました蟹江川右岸の堤防下に自転車・歩行者への専用トンネルということでございます。JRとの話し合いはどうかということでございます。

議員も蟹江川右岸の現状を見ていただき、南北の道路状況などをお調べいただいております。歩行者専用のトンネルをつくれなかと考えられたことだと思います。もちろん八ヶ島踏切を廃止した場合、蟹江川踏切を廃止した場合、これはどちらの踏切を廃止しても代替として横断地下道をつくったらどうかということのご質問があらうかと思っております。そんな中で検討をさせていただきました。

その結果といたしましては実現は困難なものと判断してございます。

理由といたしましては、蟹江川右岸は鉄道の盛り土高の高さが3メートルでございます。その下に4メートルのボックスを入れることとなりますので、その下に4メートルのボックスを入れるんですけれども、そのときに線路から土かぶり2メートルのところからその4メートルのボックスを入れる形となりますので、そうしますと地下に1メートル以上の穴を掘らなくてはならないという形になりますと、そこには現状に道路と宅地がございまして、宅地の方につきましては出入りも不可能になりますし、道路としても地下に下りる形と西へ行

く形がうまく調整がとれないという関係上もあります。また、先ほども言いました住宅の出入りが不可能になれば、用地買収等も考慮せないかんということで大きな費用を要することになりますし、費用対効果も考慮いたしましと困難であると考えております。

以上でございます。

○産業建設部長 上田 実君

今、課長が答弁させていただいたんですが、蟹江川の右岸のほうは課長は地下道のお話をしたんですが、地下道もちろんですが、J Rの鉄道を橋にするということも方法としては考えられますので、こちらをあわせながらJ Rとの協議を継続していきたいというふうに思っております。

ただ、こちらのほうをやっても相当な金額がかかるということも考えられます。ひとつご理解をお願いいたします。

○14番 大原龍彦君

あれはJ Rの右岸の線路は、道路から何メートルぐらいありますか。4メートルぐらいないですか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

高さから申し上げますと線路が3メートル、道路がマイナス1メートルになっていますので4メートルにはなりません。そのままで4メートルの高さはあります。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

歩道となれば2メートル少しあればそういう今のトンネルというのか、そういうのができるんじゃないかと思うんですけども、費用の関係でそれはできないということだと思います。これも今後J Rと交渉しながら、踏切の廃止ということになれば、やっぱりそういう代替をつくらないかんと思っておりますので、これからJ Rとも相談しながらやっていただきたいと思います。

次に、東郊線についてお尋ねします。

東郊線は昭和40年に第2藤丸団地が造成され、柳瀬の交差点から南へJ R線まで道路ができ、平成3年9月に前川瀬町長の時代に踏切を開設されるために大満踏切と八ヶ島の踏切の廃止ということで協定書が結ばれ、4月4日に東郊線の踏切が開設され、大満踏切は廃止され、八ヶ島の踏切が現在に至っております。

今回、東郊線の拡幅をするために利用者数が少ないから左岸の踏切の廃止を決めるということだが、東郊線の踏切は開設してから22年もたっておりますが、これまで東郊線は臨時の踏切で立体化までの暫定措置ということになっております。J Rとの取り交わしで拡幅高架がまず先行して立体交差の話がどこまでできておるのかお聞きします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

あの通告にないご質問でちょっと申しわけございません、答弁が十分な答弁ができるかどうかちょっとわかりかねますけれども、おっしゃるように東郊線は都市計画道路の七宝・蟹江線で、高架事業の計画を持っておりますが、あくまでも大満踏切を廃止した暫定の踏切ということで、今の東郊線の踏切が開設されました。それから今言われていますように22年有余たっておりますが、それまでの間に実質的に高架としてのJRとの直接的な協議はしてございません。それにつきましては、東郊線全体計画のもとに考えておりますので、そんな中で今の状況としては事実としましてJRと高架についての協議はいたしていません。

以上であります。

○14番 大原龍彦君

この件については立体交差ということをもう早くからJRと話をしながら金のかかることですが、やっぱりよその踏切を廃止するというので、よその線路がえらい犠牲になってしまう。

また、東郊線の問題は自動車がたくさん通ることは理解しております。ヨシヅヤができた区画整理で都市計画ができたということですが、東郊線を越して北へいくと柳瀬の信号がありますね。柳瀬の信号はいまだに広がることもないが、あそこでふん詰まりになるんですね、どうしても大型トラックも通らないし。その柳瀬の踏切の拡幅とか、そういうのはどのように今考えておられるかお聞きします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

団地を北に行った信号、コンビニエンスストアが最近できた信号のことだと思いますが、あそこは実は東西の天王線という、これはまた都市計画道路の計画がしてございまして、今の都市計画道路七宝・蟹江線と交差する計画だと思っています。当然のことながら、都市計画道路の交差点でありますので、将来の計画としましては拡幅した状態での交差点改良も必要になるという道路で位置づけております。

以上でございます。

○14番 大原龍彦君

柳瀬の踏切もあの状態では本当に最初の車が右に曲がると全部とまってしまうということで、長い自動車の列ができてしまうということで、早くあの交差点を何とかしてもらいたい。それによってJRの踏切も拡幅とかそういうのが実現できるのではないかなと思っています。よろしくお願ひします。

最後になりましたが、蟹江の堤防道路は須成から舟入まで重要な道路だと思っています。須成祭、また山田酒造の酒蔵見学、また、踏切の廃止によって信長街道も尻尾切れになってしまうんですね、あれは信長街道です。堤防からずっと信長街道ですが、踏切が廃止になって信長街道も切れるということです。そして災害に対しては、今後大きな水害が発生したときには避難通路でもありますし、歩行者、自転車、健康づくりのためのウォーキング、

ジョギングなどもやれなくなる。

私は東郊線の踏切の拡幅のために蟹江川の左岸、踏切を廃止することに対してはちょっと納得ができません。今後とももっとよく検討していただいて、そしてJRと交渉していただきたいと思います。

最後に、8月31日の防災訓練に200人ほど大体防災訓練に集まりました。そのときに議員の代表ということで私は挨拶しまして、9月にこういう蟹江川左岸の踏切が廃止されるので、住民説明会があるからぜひとも集まってくれということをおっしゃったので、どうか町長さんも交えて1回詳しい説明をしていただきますように、ひとつよろしく願いいたしまして、簡単な質問でございますが終わります。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で大原龍彦君の質問を終わります。

ここで昼の休憩にはちょっと早いようですが、暫時休憩といたします。

午後1時から再開いたします。

(午前11時42分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 吉田正昭君

質問9番 伊藤俊一君の「東郊線踏切拡幅計画とJR蟹江駅整備計画について」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○6番 伊藤俊一君

6番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「東郊線踏切拡幅計画とJR蟹江駅整備計画について」と題しまして質問をさせていただきます。

まず、東郊線踏切につきましては、平成25年度にヨシヅヤJR蟹江駅前店がオープンをいたしまして、より一層の危険が伴う現状となっております。事故防止と交通の円滑化のため、早急に踏切を改善すべきと長年にわたり幾度となく一般質問をしてまいりました。横江町長を始め、上田産業建設部長、志治まちづくり推進課長、伊藤土木農政課長の努力により、具体的にJR東海との協議ができ、他の既存の踏切を1カ所廃止をすれば東郊線踏切の拡幅交渉に応じるとの回答があり、蟹江川踏切か八ヶ島踏切のいずれにしたらよいか利用者数の比較検討した結果、蟹江川踏切を廃止をする条件で今後JR東海と東郊線踏切拡幅に向けて協議を進めることになり、9月2日の全員協議会において説明がございました。

その説明の中には、蟹江川左岸堤の踏切を廃止をするという条件が提示されたが、災害時

に防災道路として利用のできる条件を私は蟹江町としてJR東海に対して提示すべきと考えております。この踏切廃止については、今までの一般質問においても慎重に丁寧に事を進めてほしいと申し上げてまいりました。災害時のことも踏まえて質問をいたしますので、よろしくご答弁のほどお願いを申し上げます。

1つ目でございますが、9月2日の全員協議会でのJR東郊線の踏切の説明について、再度お聞かせをいただきたいと思っております。

○土木農政課長 伊藤保彦君

質問のございました9月2日の全員協議会でのJR東郊線踏切の経過につきましてお答えをさせていただきます。

大原議員の答弁と重複する部分につきましてはお許しをいただきたいと思っております。

東郊線踏切は平成3年9月25日に東海旅客鉄道株式会社との協定が交わされておりまして、東郊線踏切道の立体交差化までの暫定措置として平成4年に開設された踏切でございます。

現在では、JR蟹江駅の北側が区画整理により様相が変わってまいりました。昨年ヨシヅヤJR蟹江駅前店がオープンし、東郊線踏切の歩行者や自転車の往来が開設当時よりふえておりますので、事故防止と交通の円滑化を図るため、昨年の7月にJR東海と協議した中で東郊線踏切がより一層の危険が伴う踏切であり、周辺まちづくり形成の観点からも町が早期に解決したい踏切であることは承知をされてございます。

JR側といたしましても、立体交差化がすぐに着手できないのであれば、既存の踏切を1カ所廃止すれば拡幅交渉に応じるとの回答がありましたので、車道となっていない蟹江川踏切と八ヶ島踏切のどちらかを廃止することで検討させていただきました。

1つに利用者の数でございます。

蟹江川踏切と八ヶ島踏切を平日と日曜日の朝7時から夜7時までの12時間に利用されます人数についてでございますが、蟹江川踏切は平日で312名、日曜日で229名、八ヶ島踏切は平日で971名、日曜日で664名でございました。

八ヶ島踏切は中学生の往復を差し引いても平日で2倍、日曜日でも2倍の方がご利用をされてございます。

2つ目には、利用者の状況ですが、蟹江川踏切はウォーキングやジョギング、犬の散歩利用者が多数を占めてございます。

八ヶ島踏切につきましては、朝夕の利用者は通学や通勤者の利用が多数を占めてございます。中学生の通学経路といたしまして現在利用してございます。

3つ目には、代替通路等を検討いたしました結果、蟹江川踏切も八ヶ島踏切も直近の横断地下道はそれぞれ大きな費用が必要で、費用対効果も考慮いたしますと非常に困難である旨の説明をさせていただきました。

以上のことを踏まえまして、総合的に判断しました結果、蟹江川踏切を廃止することで今

後 J R 東海と東郊線踏切の拡幅に向けての協議を進めたいと考えていることの説明をさせていただきます。

閉鎖の時期につきましては、東郊線踏切の拡幅が完了した時点において踏切閉鎖になりますということもお伝えさせていただきます。

今後につきましては、議会閉会后、関係住民の皆さんに廃止に至った経緯を説明する機会を設けますと説明をさせていただきました。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

そんな説明がございまして、その後、いろいろと各議員の各位からご意見が出されましたけれども、どんな意見が出されましたか、またお聞かせをいただきたいと思っております。

○土木農政課長 伊藤保彦君

9月2日全員協議会での主にどのような意見が出たのかについて、お答えをさせていただきます。

1つには、廃止踏切は利用人数で判断したのか。

昭和34年の伊勢湾台風では、須成が孤立した折、唯一浸水しなかった堤防道路が物資の運搬など防災上重要な道路でありました。

周辺を見渡しても堤防道路は高い位置にあるのにどうしてなのか。

地域住民の意見をしっかり聞いてほしい。

踏切廃止については点で考えるのではなく、線と面で考えなければならない。この蟹江川の堤防を中心に発展してきた町で、一本の堤防道路であま市から舟入までつながっています。

西尾張中央道の歩道の広さは確認しましたか。八ヶ島踏切は便宜上の通路で蟹江川踏切は堤防道路である。

須成祭はユネスコ文化遺産に登録されようとしています。本来はまちづくりです。土木農政課で考えることではない。

蟹江川踏切は意識的に車両が通行不可になっているだけです。J Rに閉鎖できないと申し入れてほしいといった主な内容ですが、ほかにもこれに類した意見がございました。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

いろいろと皆さんご心配をされましてご意見が出されましたけれども、とにもかくにも J R とせっかくそこまでの話し合いができたということございまして、やはり一番心配するのは先ほども私が申し上げましたけれども、いざといったときに防災道路、避難道として有効に利用ができる状況を J R 側といろいろと折衝をしていただきたい、そう思っておるわけでございますが、現在のところどうでしょうか、そのようなお話はされておりますでしょうか、お聞かせをいただきたい。

○土木農政課長 伊藤保彦君

9月2日全員協議会后、JR東海のほうには確認はさせていただいておりますが、きちっとした回答ではございません。なぜかと申しますと、今後廃止踏切を提示した中で今後非常用として協議を進めていく。ただ、今のところほかのところでもやっていないことはないということをお聞きしてございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

可能なようなお話でございますので安心をいたしました。そういった意味におきまして、町として協議会で説明をされたような方針に変わりはないのかということで再確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

町の方針に変わりはないかというご質問でございます。

平成4年東郊線踏切開設後、拡幅を望む声がございます、平成7年度より今日に至るまで再三再四JRと協議を進めてまいりました。

その中にはJRに議会と町長、町内会長と陳情に出向いたり、議会におきましても幾度となくご質問をいただいております。

先ほど全員協議会でのご意見をいただきました内容を報告させていただきました。

町といたしましては、日ごろ利用されております蟹江川踏切、八ヶ島踏切のどちらも大切な踏切道であり、廃止すれば不便を感じることは十分承知をしているところでございます。これは苦渋の選択ということで、蟹江川踏切ということで述べさせていただいております。

今、町といたしましては、東郊線踏切の拡幅はより安全な道路整備が必要な重要箇所と位置づけて進めてございます。

この機会を逃しますと次に進むことができませんので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

住民の皆さんに廃止踏切なしでの拡幅ができないことを十分ご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

そんな信念のもとに粛々と事を進めていただきたい、そんなふうに思っております。また、今須成線がいまだにめどが立たないというようなこともこういった問題の要因になっておると、そんなふうに思っておりますが、ぜひ今須成線も一日も早く開通ができるようにぜひ努力をしていただきたい、そんな思いでございます。

そして、この踏切の廃止については、関係地域において説明をされるということでございますけれども、本当に一日も早くそういった説明をしていただきたい。しかも以前から申し

上げておりますけれども、親切丁寧に行っていただきたい、そんな思いでございますが、どんな予定でおられますか、教えてください。

○土木農政課長 伊藤保彦君

先ほど全員協議会での経過の説明の中で、9月議会終了後なるべく早い時期に関係地域の住民の皆さんに説明したいと考えておりますということを述べさせていただきました。ただ、今回の全員協議会でのたくさんの意見をいただきましたので、再度この意見を検証させていただくお時間をいただきたいと思います。議員各位にはご理解をいただきつつ、関係地域の皆さんに説明をしたいと考えております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

ありがとうございます。とにかく丁寧に説明をしていただきたい。これは回覧か何かでまた連絡されるというようなことでしょうか、いかがですか。

○土木農政課長 伊藤保彦君

ただいまこちらから答弁をさせていただきましたが、やはりこの全員協議会の意見を検証する時間を少しいただきたいと思いますので、その辺の検証が終わりましてところで説明会に入りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(「それを回覧するのかどうか」の声あり)

関係地域の住民の皆様には、このような閉鎖踏切に向けました説明会の回覧をやらせていただきたいと考えております。

○6番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

続きまして、このJR蟹江駅の整備計画についてでございます。

1つ目に、業務委託費2,550万円余りを25年、26年度で支払いをしておりますが、その内容を町民にわかりやすく説明をお願いしたい、そんなことでございます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それではお答えさせていただきます。

概略設計業務の内容につきまして、できる限りわかりやすい説明をするよう心がけますが、ただ、専門用語を用いるところもございますので、ご容赦いただきたいと思います。

まず、これまでの経過を簡単にご説明させていただきます。

JR蟹江駅の橋上駅舎化に向けましては平成24年度に基本計画調査としまして駅周辺の測量や地質調査を行いました。この調査結果をもとに平成25年度から26年度にわたりJRに概略設計調査業務を委託し、本年6月末日をもって業務を完了いたしました。

今回、この概略設計業務の内容につきましてご質問をいただきましたが、主な業務の内容としましては自由通路、橋上駅舎、支障物件等の調査設計を行いました。具体的には駅周辺

の敷地や開発の現状、また、現在のJR蟹江駅の乗降人数等から、まず基本となります自由通路や橋上駅舎の必要機能の把握調査を行いました。その上で駅整備にかかる基本設計や建物構造計算、さらには工事中の仮設計画やエレベーターなどの設備計画などを検討いたしました。

また、自由通路及び橋上駅舎化に伴いまして影響が出ます現駅舎、平面駅舎でございますが、また通信施設などの支障物件等の調査を行い、あわせて将来的な駅舎のデザインなどの検討も行いました。

概略設計業務の内容につきましては以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

そうしますと、この東海4県で橋上駅舎に取り組んでいる駅はどれほどあるのかお聞かせをいただきたい。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

実は現在東海4県でJR駅の橋上駅舎化に取り組んでみえる自治体の実務担当者レベルでございますけれども意見交換会議を行っております。この会議を通しましてお互いの連携を深め、課題や情報交換を行いながら、各自治体がそれぞれの橋上駅舎化事業に取り組んでおります。

そんな中でこの会議の中で把握しております事例でございますが、東海4県でこの10年の間にJRの橋上駅舎化に取り組みをしている自治体は蟹江町を含めまして12市町、14駅ございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

そうしますと、この愛知県内においてはどれほどありますですか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

この東海4県の12市町の中で愛知県内ではJRの橋上化に取り組んでみえます自治体は当町のほかに春日井市、これはJR春日井駅でございます。それから豊川市、これはJR愛知御津駅、それと幸田町、JR相見駅、これは新駅だそうでございますが、この2市1町が取り組みをしてみえます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

そうしますと、それぞれの駅舎についてはどんな規模でどんな予算であったか、その辺がわかればお聞かせいただきたい。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは愛知県内で橋上駅舎化に取り組んでみえますJR駅の公開をされております範囲内で規模と予算をお答えさせていただきます。

まず初めに、春日井市のＪＲ春日井駅でございますが、規模としましては自由通路の延長が約100メートルございます。自由通路の幅員でございますが8メートルから10メートルというふうに聞いております。また、駅舎面積は約1,300平米、393坪で概算での事業費でございますが約53億円ということ聞いております。

次に、幸田町のＪＲ相見駅でございますが、これは先ほど申しましたように新駅として整備された駅でございますが、実は平成24年度に完成したばかりの駅でございます。規模としましては自由通路の延長は40メートルで幅員は4.5メートル、駅舎面積でございますが730平米、約220坪で総事業費は37億円ということ聞いております。

また、もう1市の豊川市でございますが、このＪＲ愛知御津駅につきましては、本町と同じく現在では調査段階でございますので、詳細は公開されておられません。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

そうすると今回蟹江のＪＲ駅の予算というものについてはどうですか、どの駅舎が一番近いというふうに思ってみえますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

まだ事業決定がされていない現段階でございますので、ちょっと公開を差し控えなければいけない状況等がございますが、すみません、事例であくまでもご紹介させていただきたいと思うんですが、先ほど東海4県の事例をちょっとお話をさせていただきました。そんな中で、では東海4県といいますと静岡、愛知、三重、岐阜になりますけれども、その各自自治体に取り組んでみえる橋上駅舎の事業費レベルをちょっとご紹介させていただきたいと思えます。

まず、20億円台の駅が5駅ございます。30億円台の駅が2駅ございます。40億円台の駅が1駅、それから50億円台の駅が1駅、90億円台、ちょっと飛び抜けておりますが1駅ございまして、主にＪＲの橋上化を見ますとこの20億円から30億円台の駅が多い状況になっております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

そうしますと、今後のスケジュールでございますけれども、どのようなスケジュールをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

先ほどもご説明させていただきましたとおり、現時点までで調査段階としての基本計画調査や概略設計調査は終わりました。今年度中にこの調査結果を精査した上で蟹江町とＪＲが相

互に自由通路の新設とＪＲ蟹江駅の橋上駅舎化の必要性を確認します基本合意、覚書の締結を予定しております。

平成27年度、来年以降のスケジュールとしましては、まず、県などの関係機関と駅整備にかかわる自由通路、駅前広場、それから街路等の都市計画の変更決定にかかわる手続を進めてまいりたいと考えております。

その後、ＪＲと工事に向けての具体的な工事協定を結ぶ予定をしておりますが、この工事協定につきましては概算ではございますが、その全体事業費が記載されることとなりますので、議会での議決を得た上で協定を締結することを予定しております。

この工事協定締結後、自由通路及び橋上駅舎工事の詳細設計を行いまして、その後工事に着手していくこととなります。ただ、まだ予定として未定の部分もございますが、今後のスケジュールにつきましては以上のようにございます。

よろしく願いいたします。

○6番 伊藤俊一君

いろいろとこれから予算的な問題とか難しい問題があろうかと思えますけれども、ＪＲの南の開発も当然伴ってくるわけでございますけれども、その辺のところはどの程度のことをお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 志治正弘君

ＪＲの南の開発のことをお尋ねになりました。

まず、この今回の橋上化に向けての整備の中で、駅の南北を自由通路で結びまして、それから橋上駅舎整備事業を行う、これは都市計画の観点からも駅前広場というものが当然必要不可欠なものになってまいります。現在ＪＲ蟹江駅の北側には、蟹江駅前土地区画整理事業の施行にあわせて整備いたしました駅前広場、ロータリーがございます。しかしながら、駅南側には駅前広場の都市計画決定はされているものの駅前広場は未整備の状態となっております。

今回のＪＲ蟹江駅の橋上駅舎化に伴いまして、南側の駅前広場の整備が必要となってまいりますので、暫定的ではございますが、南側に駅前広場を整備する計画をしております。

この計画の案でございますが、案としましてはＪＲ蟹江駅の橋上駅舎化によりまして、現在の平面の蟹江駅がなくなることになりますので、その跡地が更地となります。また、現状の駅南側は道路と駐車場用地として利用されておりますけれども、この部分は一部町有地もございますがそのほとんどがＪＲの用地であります。今回この空地部分を更地となりました平面駅舎跡地を活用して歩道やロータリーを整備する計画をしております。今回、橋上駅舎化整備事業の事業効果を早期に発現させていくために、段階的ではございますけれども、暫定形での駅前広場の整備を行いまして、将来的には完成に向けて鋭意整備していく予定でございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

当然JRの駅の南側、これが本来の駅前であります。その駅前が今のような説明でいきますと、ある程度広々とした広場ができるということになってまいりますと、本町線とJRの駅が直接つながるといようなことになるというふうに思うわけですが、そういったことについてもやはり相当な費用がかかるということでございますけれども、将来の蟹江町を思ったときに、そこまで思い切った計画も視野に入れて考えていただきたいな、そんな思いでございます。

最後に要望でございますけれども、先ほど来も申し上げました今須成線の開通が急がれる、この開通なくしてこのJRの踏切についても東郊線の拡幅がいろいろ議論がありますけれども、そういったことをいろいろな意見を解消するにも一日も早い開通が必要であろうと、そんなふうに思っておりますので、どうぞそういったこともよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 1時29分)